

平成 2 3 年第 2 回定例会

森 町 議 会 会 議 録

6 月 会 議

平成23年第2回森町議会定例会6月会議会議録（第1日目）

平成23年6月15日（水曜日）

開議 午前10時00分

延会 午後 4時54分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 報告第 1号 専決処分した事件の報告について
平成22年度森町一般会計補正予算（第12号）
- 5 報告第 2号 専決処分した事件の報告について
平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）
- 6 報告第 3号 専決処分した事件の報告について
平成22年度森町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 7 報告第 4号 専決処分した事件の報告について
平成22年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 8 報告第 5号 専決処分した事件の報告について
平成22年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第7号）
- 9 報告第 6号 専決処分した事件の報告について
平成22年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第7号）
- 10 報告第 7号 専決処分した事件の報告について
平成22年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算（第5号）
- 11 報告第 8号 専決処分した事件の報告について
平成22年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第7号）
- 12 報告第 9号 平成22年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越につ
いて
- 13 報告第10号 平成22年度森町介護サービス事業特別会計繰越明許費に係る歳
出予算の繰越について
- 14 報告第11号 平成22年度森町一般会計事故繰越に係る歳出予算の繰越につ
いて
- 15 報告第12号 平成22年度森町国民健康保険病院事業会計予算繰越報告につ
いて
- 16 議案第 1号 森町税条例の一部を改正する条例制定について

- 17 議案第 2号 平成23年度森町一般会計補正予算(第2号)
- 18 議案第 3号 平成23年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 19 議案第 4号 平成23年度森町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 20 議案第 5号 平成23年度森町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 21 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 22 推薦第 1号 森町農業委員会委員の推薦について
- 23 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 24 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2/1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就労保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 25 意見書案第3号 原発からの撤退、安全最優先と自然エネルギーへの転換を求める意見書
- 26 議員派遣の件について
- 27 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員(16名)

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 菊地 康博 君
2番 山田 誠 君	3番 宮本 秀逸 君
4番 松田 兼宗 君	5番 前本 幸政 君
6番 川村 寛 君	7番 西村 豊 君
8番 木村 俊広 君	9番 堀合 哲哉 君
10番 中村 良実 君	11番 小杉 久美子 君
12番 長岡 輝仁 君	13番 三浦 浩三 君
14番 東 秀 憲 君	15番 黒田 勝幸 君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長	佐藤 克男 君	
副町長	増田 裕司 君	
総務課長	片野 滋 君	
総務課参事	佐々木 陽市郎 君	
出納室長	菊池 一夫 君	
防災交通課長	清水 雅信 君	
契約管理課長	竹浪 孝義 君	

企画振興課長	伊藤	昇	君
税務課長	泉	一法	君
収納管理課長	若松	幸弘	君
保健福祉課長	佐藤	洋	君
保健福祉課参事	木村	浩二	君
住民生活課長	竹内	明	君
環境課長	横内	仁司	君
環境課参事	木村	哲二	君
農林課長	山田	仁	君
水産課長	島倉	秀俊	君
商工労働観光課長	金谷	孝己	君
建設課長	小井田	徹	君
上下水道課長	石島	則幸	君
教育長	磯辺	吉隆	君
学校教育課長	芳賀	幸則	君
社会教育課長	澤口	幸男	君
体育課長	谷口	方規	君
給食センター長	坂尻	正純	君
生涯学習課長	中島	将尊	君
さくらの園・園長	釣	隆吉	君
病院事務長	成田	研造	君
消防長	山田	春一	君
消防署長	松川	眞也	君
砂原支所長	輪島	忠徳	君
町民サービス課長	野田	勝正	君
保健対策課長	川村	光夫	君

○出席事務局職員

事務局長	本間	一男	君
事務局次長	藤田	司志	君
庶務係長	喜田	和子	君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について
平成 22 年度森町一般会計補正予算 (第 12 号)

- 3 報告第 2 号 専決処分した事件の報告について
平成 22 年度森町国民健康保険特別会計補正予算 (第 7 号)
- 4 報告第 3 号 専決処分した事件の報告について
平成 22 年度森町老人保健事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 5 報告第 4 号 専決処分した事件の報告について
平成 22 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)
- 6 報告第 5 号 専決処分した事件の報告について
平成 22 年度森町介護保険事業特別会計補正予算 (第 7 号)
- 7 報告第 6 号 専決処分した事件の報告について
平成 22 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 7 号)
- 8 報告第 7 号 専決処分した事件の報告について
平成 22 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算 (第 5 号)
- 9 報告第 8 号 専決処分した事件の報告について
平成 22 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 7 号)
- 10 報告第 9 号 平成 22 年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越につ
いて
- 11 報告第 10 号 平成 22 年度森町介護サービス事業特別会計繰越明許費に係る歳
出予算の繰越について
- 12 報告第 11 号 平成 22 年度森町一般会計事故繰越に係る歳出予算の繰越につ
いて
- 13 報告第 12 号 平成 22 年度森町国民健康保険病院事業会計予算繰越報告につ
いて
- 14 議案第 1 号 森町税条例の一部を改正する条例制定について
- 15 議案第 2 号 平成 23 年度森町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 16 議案第 3 号 平成 23 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 17 議案第 4 号 平成 23 年度森町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 18 議案第 5 号 平成 23 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 19 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 20 推薦第 1 号 森町農業委員会委員の推薦について
- 21 意見書案第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 22 意見書案第 2 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 / 1 への復元、「30
人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就労保障充実な
ど 2012 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向
けた意見書
- 23 意見書案第 3 号 原発からの撤退、安全最優先と自然エネルギーへの転換を求め

る意見書

- 2 4 議員派遣の件について
- 2 5 休会中の所管事務調査等の申し出について

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在が成立いたしました。

平成23年第2回森町議会定例会6月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中でありませんが、森町議会会議条例第3条の規定により、休会中にかかわらず、議事の都合により6月会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、菊地康博君、2番、山田誠君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

次に、審議日数ですが、本日から6月16日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願いいたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

ここで議事進行についてお願いがあります。質問並びに質疑は、会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

初めに、1、町民の健康管理カルテの作成について、2番、山田誠君の質問を行います。

○2番（山田 誠君） 今回私の初めての質問でございますので、よろしく願いいたします。

私は1問質問いたしたいと存じます。町民の健康管理カルテの作成についてということで1問質問をさせていただきます。2009年の日本人の平均寿命は、女性は86.44歳、男性は79.59歳と向上されました。ちなみに、女性は25年間世界連続で1位となっております。私は、長生きをするということは非常に結構なことであり、そして素晴らしいことであると思っております。中には、さまざまな事情等で寝たきりまたは長期療養をやむなくされる方々もおられますけれども、やはり健康であることがいろいろな面から見ても大事であると考えております。

そこで、町長も唱えている安心して暮らせる町にするために町民個々の健康管理カルテを作成してみてはいかがでしょうか。例えば既往性の病、現在の状況またはかかりつけの病院名または飲み薬の種類等々を入力しまして保健センター等において常時把握管理し、必要があれば保健師が地域に出向き、常時相談、指導体制を整えておき、病状の種類等によっては、あるいは森町の国保病院の医師団と対応を協議し、随時指導を行うということでございます。そうすれば、町民も自分の健康は自分で守るのだという意識の高揚が芽生えてくるのではないのでしょうか。今現在森町の特定健診または各種がん検診等々の受診率は非常に低い状態でありまして、残念ながら町民は余り関心を持っていないような気がいたします。かかりつけの病院に行っている方もあると思っておりますけれども、そういうような状況が出ておることでございます。このようなことですので、町は積極的に指導力を発揮し、そして手助けをして予防を徹底し、早期発見、早期治療を行い、健康な町、元気な町を目指そうではございませんか。

健康になりますと、病院に受診する機会が少なくなってきます。そうしますと、国保会計等々の医療費の負担が減り、赤字から脱却も夢ではなくなってくるのではないかなど。私は、近い将来そういうメリット、成果も出てくるものと思っております。これからは治療ではなく、予防医療または予防治療の時代でございます。健康であれば働く力も大きくなり、産業も活発化し、ひいては森町の経済も活性化するものと思っております。私は、いつも健康にまさる宝なしというふうに思っております。町長は、この健康管理カルテの作成について今後取り組む考えがとおりになるかどうか、所信をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○町長（佐藤克男君） 皆さん、おはようございます。それでは、山田議員の質問にお答えさせていただきます。

町民の健康管理については、保健センターにおいて保健師、歯科衛生士のもと乳幼児から高齢者まで健康相談を初め病気予防の健康教育、各種検診を実施して病気の早期発見に努めております。健康で生活できるということは、明るいまちづくりに欠かせない要素であります。町が実施している健診の受診率が低いことは否めないところであります。今後も受診率向上に向けた対策をしなければならないところでございます。

さて、お尋ねの町民個々の健康管理カルテを作成してはどうかということですが、想定されるのは乳幼児から高齢者までの個々の健康管理で、一般的に受ける健康診査の問診票など

の内容的なものに個々の特徴的なものを管理するものだとイメージしております。平成23年3月までの当町は約7,800世帯、人口は約1万7,900人です。機械的に考えますと、保健センターには6名の保健師がおりますが、世帯数と人口を換算しますと保健師1人当たり約1,300世帯、人口は約2,980人を担当することとなります。戸別訪問、健康状態把握、カルテ作成、データ入力などを考えますと、一連の業務が終わるのに相当の年数を要すると考えられます。また、人口の自然増減や社会増減、個々の環境変化にも同時に対応しなければならないこともあります。さらには、個人情報保護の観点から本人の同意が必要など管理についてさまざまな問題点が想定されますことから、現在保健センターが行っている通常業務をしながら町民の健康カルテの作成に取り組むことは困難と言わざるを得ません。

ご質問にもありますように、病気の予防への意識は重要なことであり、それによる波及効果も当然見込むこともできます。自分の健康は自分で守ることが基本ですが、不幸にも病気になった場合は早期に医療機関での適切な治療が必要であり、病後における医療相談もかかりつけ医師による指導が大切です。保健センターは、病後の健康相談も受けておりますが、内容的には生活改善指導、栄養相談などであり、治療や服薬に関することは医療機関への受診を勧めることとなります。医療的相談は医療機関で、健康管理や病気の予防などについては保健センターを利用するなどの使い分けも必要と考えます。病気は早期発見、早期治療が最も重要であることから、まずは健診受診者を増やすことが健康情報把握、管理の手段として最も現実的な方法と考えており、現在保健センターでは健診受診率の向上に向けて各種の啓蒙、周知活動を実施しており、引き続きこれらを強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○2番（山田 誠君） 今町長のほうから縷々説明がございました。データ入力等カルテ作成には相当な日数と時間と人員が必要だということでございますけれども、現実性から見ますと先ほど言ったように非常に受診率が低い。先ほど町長が向上に向けて努力するという話をしていましたけれども、全道平均的に見ますと5%以上少なくなっているということと、1位が悪性新生物の要するにがん系統、それから2位が心疾患、心臓的なもの、それから3位が脳血管疾患となっております、相当な医療費の高額が余儀なくされているというのも現実でございます。

それで、先ほど来から無理だと、難しいということでございますけれども、これは短期的に単年度で行うということではなくて、数年かけた長期的な展望の上で行ってみてはどうかかと、そういうふうと考えております。その中には、やはり町民の意識改革が相当必要になってくるだろうと、私はそう思っております。そして、その健康の大切さということについての啓発がちょっと低いのではないかなと。それで、各町内会の関係者または各団体等々または企業等々に出向いてその啓蒙啓発または知識の改革の説明を行うべきであろうと。それがちょっと私のほうから見ても欠けているような気がしております。そうした中で、やはりそういう指導等々の強化を図った上で、先ほど言ったようにすぐ来年とかいうことではなくて、

中長期的に見てやったほうがよろしいのではないかなというふうに思っております。森町の財政も逼迫しておりますので、病人等が多数出るといことになりますと、永久的に負の財産を背負うことになるわけなので、そうしますとやはり先ほど言ったように各種の保険料等々が上げざるを得ないということでございますので、その辺も含めて考えていただきたいなど、そういうふうに思っております。

私は、町長は発想転換または行動力についてはすばらしいものを持っているのではないかと、そう思っておりますので、指導力をぜひ発揮させて健康カルテの作成と医療費抑制のために町民の健康または保持のためにぜひ近々ではなくても結構ですので、今後の検討課題として導入をいただければということでございますので、再度ご答弁をお願いいたします。

○町長（佐藤克男君） 山田議員から町民の健康に対する意識が低いのではないかと、また啓発活動も町として低いのではないかとのお話でございました。これは紛れもない事実だと思います。この健康管理カルテも一つの方法でございます。そして、やはり町が率先してこの健康についていろんなことをやっていかなければいけないということは事実だと思います。この健康管理カルテについても一つの町民の健康を守る方法だと、私もそのように認識させていただきました。これは、今山田議員から数年かけてもやるべきではないかということでございますので、これはやらない理由よりもどうしたらできるかというようなことを検討して、こういうものを前向きに取り組んでいきたいと、そのように思います。

以上でございます。

○2番（山田 誠君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 2番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、2、防災戸別受信機の設置について、15番、黒田勝幸君の質問を行います。

○15番（黒田勝幸君） おはようございます。それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

防災戸別受信機についてでございます。森地区の防災行政無線は、屋外拡声スピーカー方式で自然条件や、また今の建物は気密性がよくなり聞き取れないという苦情があり、たびたび議会でも議論されているところでございます。特に3月11日に発生した東日本大震災により町民の防災意識が再認識されたようにも思われます。森町は、いつ噴火してもおかしくない駒ヶ岳を抱えており、有事には正確な情報を敏速に伝えることが大切であります。おくれ情報キャッチすることは人命にもかかわります。既に町内砂原地区には戸別受信機が設置されております。危険地域からでも検討してみたいはいかがでしょうか。また、この種の事業について補助制度があるかお尋ねいたします。

以上です。

○町長（佐藤克男君） それでは、黒田議員のご質問にお答えさせていただきます。

防災無線の戸別受信機の設置状況であります。砂原地区では全戸に設置しておりますが、森地区では町内会長、消防分団長、消防職員、役場職員の係長以上宅、また緑の村に設置されております。

ご質問の駒ヶ岳噴火を想定した危険地域での整備であります。森地区での第1次避難地区の戸数は1,680戸余りの世帯があり、整備に要する費用は戸別受信機費用概算で7,000万円と工事費を合わせた額が必要とするものであります。町財政逼迫の折、補助制度もなく整備が進んでいなかったものであります。近年住宅の気密化で、より正確な情報伝達のためと3月11日発生 of 東日本大震災での大津波により戸別受信機整備の必要性が話題になってきているところでございます。防災無線の戸別受信機整備であります。森町全域の整備が望ましいと考えますが、全町整備となれば多額の整備費用を要するものであります。補助制度でございまして、戸別受信機整備での補助制度はないものであり、国、道の補助制度整備を要請してまいります。あわせて起債等についても検討してまいります。森町で過去に大きな被害をもたらした駒ヶ岳噴火を想定した第1次避難地区、砂原地区全域、港町、東森、栄町、白川、尾白内全域、駒ヶ岳、赤井川、姫川一部への戸別受信機の整備と海岸線沿いの戸別受信機の整備につきましては、財政状況を見据えた上で年次計画等を含めて計画を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（黒田勝幸君） 実は、この防災無線の戸別のこれについて、平成14年の12月定例議会で同じことを質問しているのです。当時の町長は、こういうことを言っていました。今と同じことなのですからけれども、危険地域、現在1,600戸でこれに対する費用は6,500万ぐらいだと。今の財政事情から容易ではないと。危険地域のとり方いかんでは、ある程度縮小できるかもしれないと。そういう点も含めてこれから検討してみたいと。それから、補助制度ですけれども、当時は消防関係では3分の1、振興補助では2分の1と、こういう答弁だったのです。これ今町長の話の聞いたら補助はないよということでしたね。いつからなくなったかはわかりませんが、お金ない、ないと言っていると、これはいつまでもできないのだ。結局補助あったときにもやらないのだから。だから、14年に言っているのだから、その後の検討ってどこまでしたのかなと私は疑問に思っているのです。そうでしょう。補助制度なくなってしまったのだもの。そうしたら、あるうちに何で手がけていかなかったのかなと、こう思うでしょう、単純に。そうですよね。それと、これと同じような質問を22年の3月議会で同僚議員も言っているのです。そのときは、佐藤町長が答弁しております。戸別スピーカーを設置した場合は3億2,700万かかりますよと。デジタルなら9億6,900万かかりますよと。現在の財政では難しいよねと、こんなことを言っているのです。それで、避難支援計画プランを作成中だと、そういうことですね。そういうことを答弁しています。

お金ないのはどこの町も同じなのですからけれども、命にかえがたいものはないのです。まして今回の東日本大震災もありました。そういうことも含めて、森町に限らず全国的にこういうことを今いろいろ検討されていると。議会でもよその町でも出ていますよね。それで、要するにやれるところからやってほしいというのが私の考え方ですから、だから町長は今これを検討してみたいということも言っているし、それと町長、今回発売したこれ、「組織を変

えるマネジメント」、私も買いました、1,500円で。お金大変だったのだけれども、買いましたよ。これを買った。それで見ました。一通り見ました。いいこと書いているのです、大した積極的な人だから。これ114ページに、できるかできないかではない、どうしたらできるかと、いい言葉だよ。そのとおりなのです。私も12年間議員やらせていただきまして、この官僚というか役場の職員も含めてそうなのですから、全くこのやれない理由とかやられない理由というのがうまいのだ、文書化するのが、もっともらしく。役場の職員はそうなのです。だから、なかなかそれから脱皮できないわけだ。これも長年そういう組織にいるとしようがないのだ。だけれども、幸いに今回は町長が民間の初の人で、すごくいろんなことに積極的で改革をメインにしています。だからこそできるかできないかではない、どうしたらできるかと。もっともなのです。だから、財政も大変なのだけれども、そういう中で本当に人の命にかかわることなので、本当に積極的にやってほしいと。

それと、これは新聞、町長も見ています。6月13日の北海道新聞です。北大の平川教授が噴火湾をいろいろ森を中心に調査しましたら、噴火湾に大津波の痕跡があったと。そして、大体300年から500年間隔で大きな津波があったよと。過去に森でもあったということ、これ全国のテレビ放映もされたと。そういうようなことで、どこも安全でないのだ。あしたに何あっても不思議ないと。まして当町は駒ヶ岳もありますし、これもかなりなそういう何回も小噴火ですとか、いろいろ起きていますよね。そういうことはご存じだと思いますので、それでこれ今日の新聞に八雲町、きのう議会あったのです。ここでもやっぱり同じような質問をして、八雲は防災無線も戸別も全然ないのです。それで、今回ホタテのいろいろ災害があったので、それが一段落したらこれに取り組みたいということも今日の新聞に書かれています。町長は検討するのでしょうかけれども、今度補助金もなくなったから大変なのだけれども、大変だからとほうっておかれないのだけれども、もう少し一歩進んだ答弁をいただければいいなと思っているのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○町長（佐藤克男君） 黒田議員から、非常に積極的な質問でございました。ただ、私は防災用戸別受信機、これがすべて町民の命を守るものだと、そのようには思っていないのです。一番やはり守るのは、訓練をいかにやるかと、そして町民がいつでも安全に避難できる、そういうことを考えると。その一つの方法としてこの戸別受信機もあるのだと、そのように思っております。そういう意味で、この戸別受信機が本当に用を足すのかどうか、またこのたびの大震災の津波のときもこれは町内会等々と一緒になって避難したわけですから、避難場所等については問題が多々ありました。しかし、そういうものを含めてこの防災用戸別受信機、これが必要なのかどうか。それよりももっとやらなければいけないことがあるのではないかと、私はそのように思っております。今役場の中でもそういうチームをつくって、そしてそれも検討をしながら、もちろんこの戸別受信機についても検討しながらこれを進めていこうと、そのように思っております。ですから、全くやらないとかそういうことではなくて、この戸別受信機をつけること、つけるというよりも町民の安全、安心をどのようにして守るか。その一つの方法として戸別受信機が必要なのだということが明確になれば、

これは何としてもやっていかなければいけないことだなど、そのように思っております。ですから、すぐにこの戸別受信機をどうのということではなくて、町民の安全、安心を守るためにはどのようにしたらいいかということをもう一度再確認して、そしてその上でこの受信機が必要であれば、そういう予算づけも必要ではないかと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○15番（黒田勝幸君） いわゆる有事のときには、いろんなものを全体を見ながら、その中の一つとして戸別受信機も考えていかなければならないだろうというような発言ですよ。いろいろそうだとは思いますが、まず私最初に冒頭言いました。正確な情報を敏速に伝えると、これが一番の情報なのです。まして今高齢者世帯が多くなっています。それと、さっきから言っているとおりそういう有事が、災害が日中であればいいでしょうけれども、やはり夜になったら避難させる体制、町内会とか地域になりますけれども、そんな短時間で回り切れないのだ。そうですよね。ですから、個々に情報を正確なものを早く伝えて避難してもらおうということになるのかなと思うのです。そういうことで戸別受信機の重要性を私は説いているわけなのですけれども、どうも何か後退しているような発言だなどと思って今聞いていたのですけれども、今一番のあれはお金がネックだと思うのです。お金あれば何もすぐやればいいことなのだけでも、町長が就任当初3年で皆さんに痛みも感じてもらって何とか財政調整基金、いわゆる貯金ですよ。10億ためたよということで取り組んで、何かここ何日かの話であれば、もう既に3年たたないで12億からの基金がたまったようでございます。それと、国のほうでもこの1年間を通して見てもやっぱりいろんな交付金がありますよね。そういうようなときでも、特別なお金が来たときでもそういうものに取り組んでいただきたい。

それと、1,600戸と今言いましたけれども、1,600戸というのは恐らく駒ヶ岳の周辺のあれが多いのかなと思うのです。今度は、それとともにいわゆる津波のことが出てきました。森は沿岸に、海岸にずっと家がありますので、そういうことも含めながらやっていただかなければだめだなど、こう思っているのですけれども、どうですか。その辺をもう一度お願いします。

○町長（佐藤克男君） 今再度ご質問ということで、この戸別受信機ということにこだわるのではなくて、つけないということにもこだわることなく、何が今森町にとって防災として大切なのかということ再度検討して、そしてこの戸別受信機が必要だと、どうしても必要だということであれば、そういうものも時間をかけてでもこれを各戸につけていくということもやぶさかではないと思うのです。もう一度ですから、このたびの大震災で役場も大きな反省も多々あります。ですから、そういうものも含めて、そしてもう一度見直しをかけて、噴火の場合、津波の場合、洪水の場合、いろいろあるかと思うのです。そういうものを含めてもう一度しっかりと検討して、その中でこの受信機が必要であると認められるのであれば、これは予算化してやっていかなければいけないと。また、国もこれだけの大震災があつて、

多分この防災に対する特別な補助制度というものは、私は復活するのではないのかなと、そのような気もしております。そういうものも見据えながら、これは検討していかなければいけないことだなと、そのように思っております。

以上でございます。

○15番（黒田勝幸君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 15番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

次に、3、スクールバスの運行について、5番、前本幸政君の質問を行います。

○5番（前本幸政君） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

スクールバスの運行について。昭和56年4月、各地域の9校の中学校が統合され、新しい森中学校が誕生いたしました。学校運営の中で生徒の登下校につきましては、スクールバスでの対応となりました。スクールバスを利用する保護者の中には、交通事故など心配をされた方も多かったと聞いておりましたが、関係機関にご尽力いただきまして、現在まで日常の授業に支障もなく安全な運行に取り組んでいただいております。統合当時と比べまして、現在では中学生の数も減り、地域の要望やスクールバスの有効利用を考えた中で、中学校の登校に影響のない範囲で小学生も乗車し、各小学校へ送っていると聞いております。現在では、石倉地区を初め本茅部、蛭谷、赤井川、新川地区など約50名を越す小学生が乗車をして各学校に通学していると聞いております。このことにつきましては、義務教育や町の所管をする学校と考えた場合、一定の理解をするところであります。ところが、現在道立森高校の登校に利用している高校生も何人か乗車していると聞いております。事実の確認とその理由、そして今後のスクールバスの運行の考えをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○教育長（磯辺吉隆君） 前本議員のご質問にご答弁申し上げます。

スクールバスの運行についてでございますが、現在スクールバスの運行については砂原地区3台、森地区7台で運行しております。森地区におきましては、赤井川方面、駒ヶ岳方面、尾白内南部方面、尾白内神社方面、尾白内押出方面、石谷、石倉方面、そして濁川方面を登下校時に運行しております。利用者の状況は、森中学校122名、森小学校37名、石倉小学校13名、鷲ノ木小学校4名、駒ヶ岳小学校6名、そして今ご質問ありますように森高校生3名、合計で189名がスクールバスを利用しております。小学校、高校については登校時のみ乗車している状況でございます。

高校生の乗車について、白川地区の通学方法として姫川駅を利用するか、あるいは徒歩、自転車利用、親の送迎が考えられます。白川地区につきましては、小学生が5名ほど森小学校に通学しており、駒ヶ岳方面を運行しているバスは29名乗りでございますが、森小学校5名、森中学校11名、計16名の乗車というふうな状況でございます。今回の白川地区の森高生の保護者から、朝の通学時のみ乗車希望が出されたところでございます。小学校の乗車については、理解を示していただいているものと判断しておりますが、教育委員会としても法規、運行などに支障を来さない限り要望にこたえてまいりたいというふうなことで考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○5番（前本幸政君） 森高校の生徒さんが3名今乗車しているとお聞きをいたしました。森高校につきましての支援ということにつきましては、私も反対しているわけではないのですが、話はちょっと変わりますけれども、森高校の間口の関係から、先般報道関係の部分で今は3学級なのですが、何とか4学級、現状どおりという形、増とはいっても現状どおりというような形で報道されました。最終的に9月の決定ということになるのですが、そういう方向でいってくればということであづけているわけでありまして、森高校の支援として今まで議会も通りました。サテライト講座に150万、また鹿部方面の部活動の交通手段の事業補助ということで286万、それから森中学校経由でありますけれども、吹奏楽の楽器が600万ということで約1,000万ほどの支援ということでやっているということになります。

今問題になっているのは、このスクールバスに高校生を乗せることはどういうことなのかということなのでございます。今私のほうにも、以前PTAをやっていたからだと思いますが、いろんな方々から連絡、電話、また直接お話もされました。中には、言われるほとんどの方が不公平ではないのかとか、また不平等ではないのかというようなお話でございます。という理由の中には、高校を選ぶときに各自が希望と、それと自分からやりたいこと、いろんなことを考えて、交通手段も考えながらその学校を選んだというように思います。現実私も子供の前では、卒業式等にも今度は一歩大人の社会に入る、その高校ということで頑張れというようなエールも送ったところがございますけれども、そういう意味から子供たちも義務教育ではない、みずから責任を持った学校という高校へ通学されているというふうに思っておりますから、そういう意味でもほとんどの保護者が高校生はいかなるものかというようなお話でございます。また、たくさんのお話の中から、森高校の学校としてはどういうことを考えていたのかと、要望があったのかとか、また中学校のほうも乗車の決まりというマニュアルがありまして、中学校のほうでもこのスクールバスの乗車についても一つの授業の一環という位置づけでやっている部分もあります。ですから、中学校の考え方はどういう考え方があるのか。また、一番ちょっと危惧されるのですが、事件または事故あった場合、だれがどのように責任をとるのか。その辺のところを再度お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○教育長（磯辺吉隆君） ただいま森高の間口の件につきましても触れていただいた質問でございまして、大変貴重なご意見をいただいたと思っております。前本議員おっしゃいましたとおり、今は案でございまして、ちょっと話はそれますが、森高の間口対策につきまして今年の1月13日に開催された鹿部も含めた中学、高校、そして教育委員会との3者の中高の連絡会議というものを立ち上げて、この間、先月5月に第2回目、実質今年度の1回目となるまた会議を開催したところがございますけれども、今23年度当初4学級から3学級に減となったところがございます。入学者が100名というふうなことでございます。それで、議会にも全面的なご理解、ご協力をいただいて道の教育委員会のほうに町長と陳情に

行ってまいったところでございますけれども、今回の新聞に出た案の中では4間口にまた24年度当初1間口増と。これ今まで減になって増というふうなことはなかなかないと思います。松前高校も1増でございますけれども、そういう状況でございます。私も道教委のほうに電話をかけましたが、やはりこれは期待をしているぞというふうな含みもあるというふうなところでございます。森高生につきましては、乗車の心得というふうなものをきちっと守っていただくというふうなところで、これを遵守してもらおうというふうな前提で乗車をさまざまな角度から検討し、許可したところではございます。確かにいろんな方からしますと、一方不平等でないのか、不公平でないのかというふうなさまざまな方からそういう意見が出ることも事実だとは思いますが、やはり先ほども言うておりましたとおりこのまままた、さっきの森高の間口の対策に戻りますけれども、全部これ関連性があるものですから戻りますけれども、やはり管内としても子供方が減少している、卒業生がこれからだんだん、だんだん全体的に減になっていく、そういう中で黙って見過ごしていますと私立の高校のほうにどんどん吸収される。子供方がそっちのほうに行くのではないかというふうなことの危惧も私の立場としては持っております。すべてその間口に絡めるわけではございませんが、やはりいろんな角度から、そして子供の利便、そういうふうなものも森町としての姿勢を示すためにもそういうふうなところにもやはり配慮すべきでないのかというふうな考えは持っております。そういうふうな総合的な観点から、今回このような形の高校生の乗車というふうなことに至ったものでございます。ひとつよろしくどうぞお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 教育長、中学校として、高校として、どのような考え方だったのかというような質問出ていると思います。

○教育長（磯辺吉隆君） 大変失礼いたしました。

○議長（野村 洋君） それから、事故対応、事故あった場合の対応、その辺。

○教育長（磯辺吉隆君） 学校につきましても当然そういういろんないい面、悪い面、心配される面は多分あると思います。そういったことで、学校のほうとも連携をとりながら、こういうふうな形で乗車させますというふうなことのお互いの学校の連携はとっているというふうなところがございます。当然総合的に判断した結果、こういうふうな乗車ということになったわけでございますので、万が一の部分についてもきちんと補てんされるというふうなことになるものでございます。以上、総合的な観点から乗車について許可をしたというふうなところがございますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○5番（前本幸政君） 教育長の申しているところもわかるのですがけれども、まず子供たちのことを考えた場合に、本当にそれがいいのかなと思います。例えば森高校ではないけれども、函館の公立高校に通っている子は朝5時半に汽車に乗って行っているのだ、お金をかけて。町内にも森高に通っている子でも1日往復1,000円以上かけて登校している子もいます。そういう部分でもよくやっぱり保護者の意見も重視しながら考えていかなければならない

のかなと。確かに間口、高校支援、いろんな部分で総合的に教育長の考え方もわからないわけではないのですけれども、やっぱりたくさんこれからまだ時間をかけて保護者の方、町民の方の意見も聞きながらよくお話をされて、そして今の答えを出していただきたいと思うわけです。

ちなみに、函館市だと思いますけれども、例えばコミュニティバス、町で運営して高校生が乗ろうが、学生が乗ろうが、おじいちゃん、おばあちゃんが乗ろうが、そういうようなことも考えているところもあります。例えばそういうような形、または例えば森高校の支援だというのであれば、今言うようにお金をかけたいろんな部分で負担されている保護者の方々の意見を聞いた場合、ある程度の補助をする。その中で補助のできない子はスクールバスだよというような、やっぱり皆さんがわかりやすいような、そういうような補助のことを考えていくべきではないのかなと思います。再度答弁をいただきたいと思います。

○教育長（磯辺吉隆君） ご答弁申し上げます。

ただいま前本議員言われましたとおり、全国的にも町内、全市、全町ぐるっと回る巡回のコミュニティバスというふうなものを実施している自治体もあろうかと思えます。そういう中での位置づけであれば、買い物の一つとっても、それから通学の一つとってもそういうような形で対応しているところもあるとは思いますが、あくまでも今あるスクールバスの有効的に活用できる、そういう範囲という中で限定しながら、初めは中学生、そして小学生、そして道立ではありますけれども、高校生に対しても何らかのやっぱり手当てをしたいと、そういう姿勢を示すのが教育委員会、そして町の姿勢も示すものと私は考えております。そして、森高へのサテライト導入のときにも議会のほうからは、やはり今の通学の問題、いろいろな形でやっぱりお金をかけてやっている部分がある。そっこのほうにも何らかの配慮をすべきでないかというふうなご意見もございました。ただ、いろんな財源を見た場合に、やはり今できる範囲の中で最大限どうやってできるかというふうな中で、今回このような形のスクールバスの運行についての乗車について、森高生へのそういう配慮というものをしていきたいというふうなことで考えておりますので、ぜひともご理解をいただきたいというふうなことで、よろしくどうぞお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） いいですか。

（「いろいろあるんですけど、いいです」の声あり）

○議長（野村 洋君） 5番、前本幸政君の質問は終わりました。

次に、4、地域防災計画への津波災害対策の盛り込みについて、13番、三浦浩三君の質問を行います。

○13番（三浦浩三君） それでは、地域防災計画への津波災害対策の盛り込みということで、防災計画そのもの全般的なことで質問したいと思えます。

去る3月11日の東北関東沖大地震により発生しました大津波は、当町にも甚大な被害を及ぼし、現在森、砂原の両漁協を中心に海上施設などの復旧、復興に懸命な努力をしております。

す。

さて、当町の地域防災計画は、おおむね駒ヶ岳噴火に対する対応を主に作成されております。今般のような大津波などは、ほぼ想定外にありました。町としても今般の災害対応を踏まえ、今後に生かすべく、ほぼ全方位からの検討に着手したものと思いますが、次の点について見解をお伺いいたします。

1つ目、当町も各地の震災被害等を熟考の上、早急に避難計画や予防対策を再構築する必要があると考えますが、その基本的な構想とタイムスケジュール等を示すことができないものなのか。

2つ目としまして、国道278号線の函館市と228号線沿いの北斗市のエリアには津波注意看板が設置されております。路盤高が海拔表示されておまして、津波被害防止に大変有効なツールと思いますが、当町を縦貫の海岸線のほうの道道または国道にもこの注意看板というものが導入できないものなのか。

3つ目としまして、南西沖地震後に道で策定の津波浸水予測図は、各市町村別にそれぞれシミュレートできると伺っておりますが、当町の予防、避難計画を策定する上で重要と考えますので、どのように活用するのか。また、先ほどの同僚議員の質問の中にもありましたけれども、つい一昨日の新聞やNHKのニュースなどでも取り上げられておりましたとおり、森町で5.3メートルの津波の痕跡が発見されたよと、そのために道としてもこの防災計画そのものを大幅に見直ししなければならないという、そういう事態にもなりつつあります。そういうものを踏まえまして、今後どういう進め方をしていくのか。

また、4つ目としまして、当町の防波堤は高波、高潮、侵食対策として構築されており、観測基準面海拔プラス4.95メートルとのことでありますが、予想震源地には噴火湾の湾口部の直線的な位置、東北沖北部または三陸沖北部も想定されるところであります。この防波堤が未整備地区の早期完成を望むところであります。基準強化等を含めた国や道への要望等は今後どのように進めるつもりなのか。

以上、4点についてお伺いいたします。

○町長（佐藤克男君） 三浦議員のご質問にお答えさせていただきます。

森町地域防災計画については、森町でのすべての災害対応を網羅しており、駒ヶ岳の噴火災害については駒ヶ岳火山噴火町相互間地域防災計画で詳細に網羅しているところであります。

まず、1点目の構想とタイムスケジュールを示せないかと3点目の道で策定の津波浸水予測図の活用とのご質問であります。3月11日発生の大津波により、国、道では津波ハザードマップと避難計画等の未策定市町村に対して策定を求めています。森町においても未策定でありますので、道で策定の津波浸水予測図を活用して森町の津波ハザードマップと避難計画等の整備を今年度から整備していく計画であります。

次に、2点目の津波注意の看板を森町にも導入できないかとの質問ですが、函館開発建設部が道開発局の地震津波対策アクションプランに基づき、函館市、北斗市で進めている注意

標識で海拔も書かれている標識の設置の件だと思います。この標識の設置に関しては、日ごろから津波に対しての意識づけと地域の実情を知ることにつながり、私も有効な手段だと考えております。森町においても国道5号線、国道278号線、道道森砂原線を海岸沿いに有していることから、函館開発建設部と北海道に対して設置を働きかけていきたいと考えております。

4点目の防波堤が未整備地区の早期完成と基準強化等を含めた国や道への要望についての質問ですが、森町においては平成11年の海岸法の改正により北海道が策定した海岸保全計画全道9カ所のうちの渡島東沿岸区域として取り組まれておりますが、このたびの震災による国の方針等の変更がなされた場合には、北海道が海岸保全計画の変更を行うこととなり、渡島管内各市町村にも変更に伴う調査や委員会の招集を行いますので、その時点で国の方針に基づいた中で必要な要望をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○13番（三浦浩三君） ただいま縷々総合的な判断ということでご説明いただきましたけれども、この当町を取り巻く災害という、自然災害ということで考えた場合に、先ほど来同僚議員もおっしゃっていましたが、この活火山という駒ヶ岳と、それと今回のよもやと思った津波、非常にどちらかといいますと雲仙普賢岳という、そういう地形にどうも似ているような感じもしないわけでもございません。それと、近年策定されましたテロ攻撃時に適用される国民保護条例、こういうものまでもある種の災害という判断に立ちますと、対策本部を設置する場合に全町全課一体となって進めていかなければならないのが現実だと思います。そうした場合に、職員の招集や関係機関などとの対外的な情報交換または対地元、いろんな団体やいろんな機関との協力調整などが大変必要なことになろうと思います。そうしたときに、この非常に高度なものを要求されたりもすると思いますので、機構の再編成までも念頭に置いた取り組みというものも必要になってくるのではないのかなと、そう思います。この新しく防災計画が示された時点で、当然議会側にも説明あるだろうと思われまじし、いろんな町内会の連合会、住民自治というものを協議しなければならない場面も当然出てくるだろうと思います。または、町内にある民間の事業所、そういうところでも自主防災というものの計画、認識、認知というものも必要になってくると思う。そうした場合にこの協議、説明または民間企業などに対しての指針というものを出す必要が当然あるだろうと思われまじし、その辺の見解というものを、1つにまず機構の再編というものまで念頭に置いているのか、そしてきちっとした地域の防災という予防というものはできる部分とできないものがあります。だけれども、危機の認識、認知というものは住民、行政一体になって持っていかねばだめなものだと思います。そうしたときにどういう対応、どういう措置というものが可能なのか、その辺のことを総合的に再度ご質問したいと思います。

○町長（佐藤克男君） 総合的にその計画について、新しくつくる計画についてどのような考えかということでございます。今ある計画に何かを足すということは、私は考えておりま

せん。まず、白紙の状態を考える、やっていくと。この津波ということは、全く今まで想定していなかった事態でございます。ですから、全く新しいものを考えていかなければいけないと、そのように思っております。その中において町内会の方たちにもご協力を求めなければいけない、また各事業所にもいろんなものを求めていく、その基本となるものが町のそういう防災計画だと思っております。ですから、そういうものを、しっかりとしたものをつくって、これは再度再度いつもいつも見直しをかけながらやっていかなければいけない。それで、あとは訓練だと思っております。この訓練を年に何回かやっていくというようなことも必要かと思っております。年間で約2,000万人入るというディズニーランド、ここは1日当たり大体5万人以上の方がお客さんで入っております。このたびの大震災で全く問題なくお客様を約2,000名の従業員で誘導したと聞いております。ここは、どのようにしてそういうことができたか。年間のうち180回、防災避難訓練をやっていると。あちこちでいろんな部署でそれをやっていると。この避難訓練が物申して全く問題なくいったということを知っております。ですから、この町でも、森町でも避難訓練を年に何回かやっていく。そして、それが初めて私は町民の安全、安心を守る一番の方法だと思っております。ですから、三十六計逃げるにせず、これは一番大切なことだと思っております。避難というのは逃げることだと思っております。ですから、これを徹底してやっていくと。

それと、またもう一つは、町としての有事の場合の対策として思っていた以上のことをする。後からそこまでしなくてもよかったのと言われるほどのことをやる、これが一番大切なことだと思っております。今回も当町の場合、近隣の町はほとんどが避難勧告でした。うちの町は避難指示という一段上のものを発令して、そして当たったわけでございます。そういう意味においては、この避難指示というものを出したことについてはよかったのではないのかなと、そのように考えております。ですから、今後もそういうものも踏まえた上でのこの避難計画、防災計画を立てなければいけないと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○13番（三浦浩三君） 先ほどの4つ目の質問の中にありました防波堤のことなのですが、私が念頭に置いておりました防波堤の未整備地区というのは、まさに砂原地区にあります砂崎灯台の近辺なのです。今回森町は1.8メートルの津波と言いましたが、砂崎の海拔というのは1.9メートルと。そして、あの砂崎があったがために砂原地区、それから森の本港までの間、漁業被害にしましてもちょうどあのラインを結ぶ丘のほうという、その施設そんなに大きな被害に遭わなかったという事実もありますので、ぜひこの部分の、今回確かに大きな津波の痕跡というものも発見されましたけれども、極力あれがさらに強固な防波堤になれるような対策というものを早急に取り組むような働きかけできないものなのか。ぜひその辺のことを再度ご答弁願えればと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時09分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○建設課長（小井田 徹君） 今の砂崎地区に関してお答えいたします。

先ほど町長が答弁いたしました渡島東沿岸区域の海岸保全の計画の中でその見直しが今後なされていくと思いますので、その際に十分調査等も含めまして委員会に参加した際にはその辺を重点的に要望していきたいと考えます。

以上です。

○13番（三浦浩三君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 13番、三浦浩三君の質問は終わりました。

次に、5、津波避難場所や給食体制の見直しについて、7番、西村豊君の質問を許します。

○7番（西村 豊君） それでは、一般質問をさせていただきます。津波避難場所や給食体制の見直しについてでございます。

今般の津波は、予想をはるか超えるものであり、当町でも3月11日の地震当日には各町内会で約1,000人ぐらいの人々が会館などへ避難したと聞きました。中には、避難場所より標高が高い自宅からわざわざ避難した方もいたそうです。幸い津波による被害はありませんでしたが、東北のような大惨事になるおそれがあります。標高を明記したロードマップを作成してほしいとの町民の声があります。先ほど三浦議員もありましたように標高表示を避難場所、また駅、そして集会所などの人の多く集まる場所などに設置を検討していただきたいと思っております。

また、避難した人々への給食体制の見直しについてであります。避難場所への給食は、今回は夜8時ないし9時のところもありました。空腹の住民から苦情がたくさんありました。町内会館などには昔から厨房設備があり、遅くまで待たせるのであれば自炊すべきだとの声を圧倒的に聞きました。緊急時に町内会役員の判断で運用すべきと思います。町が緊急のマニュアルを作成すべきと思います。今後町民の安全を確保できるよう町としての考えをお聞かせください。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 西村豊議員のご質問にお答えさせていただきます。

3月11日発生の東日本大震災での大津波により、国、道では津波ハザードマップと避難計画等の未策定市町村に対して策定を求めています。森町においても未策定でありますので、道で策定の津波浸水予測図を活用して森町の津波ハザードマップと避難計画等の整備を今年度をめどに整備していく計画であります。ロードマップについては、森町の津波ハザードマップと避難計画をもとに各町内会で地域の実情に応じた避難路の作成をお手伝いできるように協力していきたいと考えております。

次に、標高の表示については、国道、道道については国、道に働きかけていく考えであり

ますが、避難所、駅への表示については今後検討していきたいと考えております。これについては、どこの場所が何メートルという数字はもう既に出ております。その数字を各地域に明示しておくということが大切かと思っております。

次に、給食に関することですが、今回の避難所開設に当たり炊き出しは森公民館、保健センターの2カ所で行いましたが、避難指示は午後3時30分ですけれども、その後避難所開設、炊き出しの準備を800食準備をしましたが、避難所に避難してくる人が午後6時ごろから増えてきて、追加で炊き出しをしたなどの要因で搬送したのが午後7時半過ぎになり、食事が届くのが遅くなったものであり、炊き出し場所の分散化など今後検討していかなければいけないと、そのように思っております。

また、各会館での自炊については、避難生活が長くなるときに想定しており、短期間の避難であれば炊き出しの方法が一般的で良いと考えております。避難生活が長くなる場合は、自炊などで避難所を運営することになり、町内会の助けが必要となりますので、今後町内会とも連携をとり、協力をお願いしてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○7番（西村 豊君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 7番、西村豊君の質問は終わりました。

次に、6、3.11東日本大震災の津波対策について、14番、東秀憲君の質問を行います。

○14番（東 秀憲君） それでは、通告に基づきまして一般質問をいたします。

3.11東日本大震災の津波対策について。3月11日に発生いたしました東日本大震災の大津波により当町の基幹産業であるホタテ養殖漁業も大きな被害を受け、対策を進めている旨の中間報告がありました。しかし、今回の東北地方のような大津波被害は海岸を持つ我が町においてもいつ起こるか、他人事ではありません。当日の住民への津波対策の状況がどのように進められたのか、議会や町民にもまだ全く報告がありません。その後、津波対策がどのように検証され、またその結果を踏まえ、どのように地域防災計画に生かされるのかお聞きいたします。

1つ目といたしまして、大津波警報の発令を受け、沿岸住民や幼稚園、保育所あるいは小中学校、また独居老人、障がい者、高齢者などへの避難はどのような方法で伝達されましたか。

2つ目といたしまして、避難所は何カ所設置されまして、地区の戸数、人員と避難率は幾らでありましたか。

3つ目といたしまして、避難者への炊き出しに携わったボランティア活動は大変感謝されておりましたが、人員体制は十分だったのでしょうか。

4つ目といたしまして、防災会議で検証され、いろいろ検討課題が出たと思いますが、安全な避難場所の見直し、また各沿岸町内会や幼稚園、保育所、小中学校等の避難訓練は早急に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上であります。

○町長（佐藤克男君） 東議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の1点目の避難の伝達方法についてでございますが、災害時の伝達方法として防災行政無線でのサイレンと放送、消防、町の広報車による周知、そして消防団員による避難呼びかけによる避難伝達方法を実施しております。保育所については、各保育所より保護者へ連絡し帰宅を実施、独居老人、障がい者、高齢者へは防災無線、広報車による避難伝達と緊急通報装置設置者のうち海岸地区居住者へは電話連絡を保健福祉課で行っております。幼稚園、小学校、中学校の避難対応については各幼稚園、各学校で対応しておりますので、教育委員会より説明があります。

ご質問の2点目の避難所の開設は、森地区7カ所、砂原地区6カ所の13カ所を開設しております。該当する地区につきましては海岸沿いの地区であり、避難を必要とする正確な戸数把握は難しいものであります。海岸沿いの町内会単位での対象者数は8,124人で避難者は987人、JR避難者250人を含みます。避難率は12.1%でございました。

ご質問の3点目の炊き出しは、日赤奉仕団の方々と職員が中心に炊き出しの準備をいたしました。日赤奉仕団の方々のボランティア協力で実施しましたが、人員体制としては不足がみだったと報告を受けており、今後このような非常時の人員体制の確立を検討してまいります。

ご質問の4点目の避難訓練の実施についてでございますが、今回の大津波災害を受け、日ごろからの避難訓練の重要性を感じましたので、避難体制の確認とスムーズな避難のため避難訓練を防災の日の前後に計画していく所存でございます。

以上でございます。

○教育長（磯辺吉隆君） それでは、私から避難対応について、各学校ごとにご説明申し上げます。

まず、尾白内小学校でございます。1年生については1時に下校しております。それから、2年、3年については2時10分に下校しております。4年、5年、6年生については15時に下校しております。その後、校長の指示で先生方が校区内を巡視し、その後また学校に集合し、全児童の安否確認をしております。そして、17時ぐらいには尾白内保育所の園児、職員が避難をしてきて、各教室へ避難をさせたところでございます。校長、教頭、それから校務補につきましては当日泊まって対応したというふうなところでございます。

それから、森小学校については当日、開校記念日で休みでございました。一部保護者から子供が町民体育館に何か行ったのだけれども、まだ帰ってきていないので、学校のほうに行っていないかという問い合わせがあったというふうなことでございますけれども、学校のほうには来ていなかったというふうなことでございます。

それから、鷲ノ木小につきましては、1年生は午前授業のため1時から1時半の間に下校しております。以外の児童は14時50分に下校しております。そして、15時過ぎから十数名の方が避難をしてきております。これは、校長、教頭が遅くまで対応しております。

それから、駒ヶ岳小学校につきましては、1年から3年までは14時30分に下校をしております。それから、4年、5年、6年については15時15分、親の迎えも一部ありました。それから、親が迎えに来ていない児童等につきましては途中まで教師が付き添って下校をしていたということでございます。

それから、石倉小学校につきましては、親と連絡をとりまして15時10分に迎えに来た親に引き渡したところでございます。本来であればスクールバスでの下校予定でございましたけれども、緊急時というふうなことで石倉小については親に連絡をして迎えに来てもらったというふうな対応をしております。それから、16時30分ぐらいから地域の人方が避難をしてきたというふうなところがございます。これについては、本当に何人かを除いて子供たちもほぼ全員避難してきたということでございます。それから、校長、教頭については午前1時ぐらいに一たん住宅に戻って、また朝6時半に学校に出勤してきたというふうなことでございます。

それから、濁川小学校につきましては、1年から3年までは14時25分に下校でございます。これについては、電話で在宅を確認しております。それから、4年から6年につきましては15時20分に下校をしております。これは、全児童が保護者に迎えに来てもらって下校というふうなことで、この時点で安否を確認しているというふうなことでございます。

それから、さわら小学校につきましては、全学年が午前授業でございます。13時15分に下校をしております。あと、それから校長、教頭は校区内の避難所を回り、児童の安否確認をいたしました。それから、先生方は学校あるいは自宅から子供方の安否確認をしたところがございます。

それから、森中学校につきましては、3年生は午前授業でありました。1、2年生が在籍しております、この日はスクールバスが1便のみでございましたけれども、15時30分に出発しました。その後、教頭から運転手に無線で津波の注意報が出ていますよというふうなことで伝え、そして海岸はなるべく通らないようにと、注意するように運転してくださいというふうなことで伝えております。そして、津波警報に変わった時点でまた運転手にも伝えております。そして、子供の安否確認については学級担任が電話で確認をしております。

それから、砂原中学校につきましては、全学年が午前授業でございまして、13時過ぎに下校をしております。それから、当日吹奏楽と柔道部が部活で残っております、この子供方につきましては15時ごろ下校をしております。ほとんどが自転車通学でございますけれども、部活ごとに方向が同じ生徒を複数で下校をさせております。そして、下校するときには海の近くには近寄らないようにというふうなことを伝えながら、子供方には注意をしているところでございます。

それから、幼稚園につきましては、さわら幼稚園につきましては当時間帯預かり保育、52名が預かり保育中でありましたけれども、地震とともに園内放送をかけてテーブルの下に潜らせ、結構長い時間揺れましたものですから、そして次にヘルメットをかぶせて、そのまま潜らせております。そして、おさまった段階でおやつを食べさせたと。そして、本来15時

30分からの親の迎えでありますけれども、親は15時ぐらいから迎えに来て、そして降園をさせた。そして、ヘルメットをかぶせたまま降園をさせたというふうなことでございます。

あとそれから、森幼稚園につきましては、園児につきましては14時帰宅済みでございます。ただし、預かり保育が4名ほどおりましたので、この園児につきましては2時過ぎから4時半ぐらいまでの間に早目に保護者が迎えに来て全員親に引き渡したというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長(野村 洋君) 教育長、各学校の詳細な避難の時間とか説明がありましたけれども、そうでなくて質問者が求めているのは教育委員会として学校への避難の伝達をどのようにされたのかということを知っていますので。それと、もう一点、小中学校の訓練についてどのようにされたのかと。

○教育長(磯辺吉隆君) 大変失礼いたしました。14時46分ですか、地震が起きました。それで、各学校等へもちろん連絡するわけでございますけれども、各学校でもどういう対応をするかというふうなことで校長以下がすぐ対応をそれぞれの学校の地域性、それから学校、そういう状態に合わせてそれぞれ学校でとるべきそういう対応をしているというふうなところでございます。

それから、対応策につきましては、既に尾白内小学校につきましては5月12日、学校がちょっと若干低みなどところにあるものですから、近くにあるパークゴルフ場へ避難という訓練を終えております。それから、その他につきましてはこれから地震とあわせてやるところもありますけれども、噴火も別にあります。そういったこれから避難訓練を秋ぐらいに予定しているところがほとんどでございます。

とりあえず以上でございます。

○議長(野村 洋君) 再質問ありますか。

○14番(東 秀憲君) ほとんどが同僚議員の質問と似ているものですから、何か答弁も重複するようですから、その辺は避けたいと思います。

それで、町長から避難伝達、それについて答弁がありましたけれども、その中に町内会の連絡体制、町内会に呼びかけたのかどうか、その辺がちょっと1点気になります。ということは、特に高齢者あるいは独居老人、それから障がい者、そういった人方に対する避難伝達がスムーズにいったのか、さらにスムーズに避難されたのか、そしてさらには安否の確認、そういったものをきちっと追跡されて、そして安全に帰られたのか。そのあたりがちょっと気になります。

それから、もう一つは、私の質問の中に安全な高台の避難所の見直し、そういうような質問をしておりましたけれども、その答えがなされておられませんでした。先ほど同僚議員に答弁をされていますから、これはいいとしまして、ぜひ避難所の見直しが先決ですから、それらを決めながら避難訓練、そういった体制を取り組んでもらいたいなど、そのように思います。

それから、避難マップ、津波マップについては先ほど説明を受けましたので、そのあたりがちょっと気になります。

それから、全体的には津波、地震、これはいつ起こるかわかりません。今回の東日本の大震災を教訓にしながら、防災会議で改めて津波対策の検証をしてもらいながら、どのような問題点、課題ができたのか、それらをまとめまして改めて住民説明会、これらを徹底していただきたいと、そのように考えますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○町長（佐藤克男君） 議員さんの質問でかなり重複するところがたくさんあるのですけれども、まず独居老人等々の避難、それについては初めての経験にしては、そういう点についてはほぼ完璧にやっていたのではないかなと、そのように思います。また、その避難所にお迎えに上がるについても、いいのだと言ってお断りになった独居老人の方もおられるようでございます。そういう部分を含めて、ほぼ声かけはすべて順調にいったのではないかと、そのように認識しております。

そして、最後の質問でございますけれども、高台での避難所、そういうものについても先ほど西村議員にもお話し申し上げましたけれども、高度がほぼ出ております。どこが何メートル、どこが何メートルというのが出ております。そういうものも含めて防災計画を練って、今までの防災計画は全く白紙にして、新しい防災計画を立てて、そしてこれを実施してこうと。やはり計画を立ててもこれは訓練しなければ意味をなさないものでございます。町民への周知徹底と、それから訓練、これを行っていかねばいけないと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 住民説明会の関係は、ちょっと答弁漏れではないでしょうか。

○町長（佐藤克男君） それから、住民報告会という、これもやっていかなければいけないのですけれども、これは町が各町内会、そういうものを通じて、または広報等も別冊でそういうものもつくって行って、そして周知徹底しなければいけないと。説明会をやってもこれは今までの例のごとく、まず余り参加しないです、町内会でやっても。ですから、それもやりながら、そして広報等にどのような形でこの避難をするのだというようなものも全町民にわたる方法でそういうものも考えていかなければいけないだろうと、そのように思っております。とにかく全町民がわかる、そういうものを周知徹底していくということが必要だと思っております。説明会だけでは、この周知徹底というのは難しいかと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（東 秀憲君） よろしいです。

○議長（野村 洋君） 14番、東秀憲君の質問は終わりました。

次に、7、町道の一部路線変更について、3番、宮本秀逸君の質問を行います。

○3番（宮本秀逸君） 町道の一部路線の変更についてを質問いたします。

町道駒ヶ岳赤井川線、旧国道5号線でございます。と国道5号線の交差点の変更を求める

声が多くございます。姫川地区には農産物の集出荷や野菜の共選場、畜産関係の施設があり、車の往来も多くございます。町道姫川5号線の交差点と近距離にあっても使い勝手の悪さが指摘されており、駒ヶ岳赤井川線は延長して一つの交差点にしてほしいとの要望でございます。利用者の利便性を考えますと重要なことであり、町道姫川5号線からの右折車の便は格段によくなります。しかし、駒ヶ岳赤井川線は延長するともなりますと民有地の買収等、課題等も多く予想されます。町の考えを伺います。

○町長（佐藤克男君） 宮本議員のご質問にお答えさせていただきます。

町道駒ヶ岳赤井川線の現在の国道取り付けを変更して町道姫川5号線へ接続し、十字路交差点とする要望でございますが、町道姫川5号線の国道を挟んだ土地はアンデルセンの森と呼ばれる分譲地で、土地所有者はほとんどが本州の方でございます。現段階では権利、相続関係等は調査しておりませんが、さまざまな問題を含んでいると推察されます。また、事業として約250メートル程度の延長となると思われませんが、現在の国、道の補助制度には合致できない可能性が高く、駒ヶ岳赤井川線の事業を国庫補助で行ったことから、変更による一部やり直しとなる点で補助金の適正化に関する法律に触れる可能性もあります。これらの状況で町の費用負担で考えますと、近い年次での事業化は厳しいものがあると思われまので、今後の道路計画の課題として検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○3番（宮本秀逸君） 予想どおりの答えが返ってまいりました。私の知る限りの経過でございますけれども、もともとの農免道路でございます、姫川のほうは、町道認定される前。あの道路をつくる時に、当時は恐らく今の信号のついている部分と結ぶという案があったように記憶してございます。そして、用地の買収がうまくいかないというようなことで、急に下のほうに曲げてあの橋をつくったという経緯があったように私としては記憶しているのです。それで、旧道5号線、駒ヶ岳側から出てくる部分については当然信号がございますから、さほどの苦労はないと、こんなふう思うのでございますけれども、姫川側からなのです、実際に言いますと。それも右行きの方向ばかりです。駒ヶ岳方向に向かって、函館方向に向かって。農産物の出荷が7月以降行われてくるわけでございますけれども、結構大型車が出入りするわけでございまして、前のほうで信号でとまっておりますと、時間帯によりますけれども、その長い国道の渋滞があの部分まで実は来てしまうのです。姫川から出る部分が来てしまうのです。そうしますと、上から来る車がなくても右に入っていくという状況も結構あるのです。私の知る限りでもございますから、恐らく当の運転手の方々によれば、回数は結構あるのかなと、こんなふう思っております。今おっしゃいましたように、恐らく用地の買収が非常に難しくなってくるというのは当然予想されますけれども、近々にここ一、二年でどうのこうのというような話には当然ならないでしょうけれども、ぜひこれは検討の一つに加えていただきたいと、こんなふう思っているのです。これは、私もあの場所に住まわせていただいておりますので、だから申し上げるわけではなくて、これは事業

主の方とか、そこの出入りの方々から当初からこれは言われていることでした。ただ、それまでの経緯だとか補助金の関係とかというような問題がありましたので、一気に進まぬだろうというようなこともあわせて予測しておったのですけれども、その難しい部分を今列挙されましたけれども、それはそれとしまして、解決できるような方向にぜひこれは持っていていただきたいと、こんなふうに思います。といいますのは、今後の1次産業の云々を考えていきましたときに、やはりそういう面が強調される時代が必ず来るであろうと、こんなふうに実は思っておるのです。そして、左行きの方向であれば全く問題ないのですけれども、先ほど言いました右行きの方向が数的に圧倒的に多うございますので、そこら辺を踏まえた上での今後の取り組みを、先ほどの難しい部分はわかりましたけれども、さらに決意をいただきたいと、こんなふうに思うのでございますけれども、よろしく申し上げます。

○町長(佐藤克男君) 今宮本議員から必要性のことを縷々伺いました。この件については、町の一つの大きい課題として今後どのようにしてやっていけるか、これを検討していく必要があると思いますので、各部署にこの検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○3番(宮本秀逸君) 終わります。

○議長(野村 洋君) 3番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時45分

○議長(野村 洋君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、8、産業振興と対策について……

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) ちょっと中途半端になるかなと思ひまして休憩をしたような次第ですけれども……

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 質問者の意思。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時47分

○議長(野村 洋君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

引き続き進めてまいりたいと思います。

次に、8、産業振興と対策について、10番、中村良実君の質問を行います。

○10番（中村良実君） それでは、質問をさせていただきます。

町長として重責を務め、自来2年6カ月を迎えようとしております。町長は、かじ取りを進めてくる中で疑心暗鬼な場面も多々あったことだと推察しております。思いつくままにいろいろな発想と取り組んで常にチェンジ、チャレンジだと町民に語りかけております。町の基幹産業である漁業、農業等についても今後どのように進めていくのか見えてこない。執行方針の中でも一般的な考え方で終始している。漁業にとって3月11日、東日本大震災の津波では漁業の主力であるホタテ漁業が大きな損害を受けております。今後町がホタテ養殖漁業をどう進めていくのか、その対策が望まれております。一方、農業でも国、道の対応によって進めていくとあるが、米作では他産業と対抗できる良質米の作付を奨励し、直播による省力化の推進、耕作放棄地解消の取り組みを進めていくとあります。また、バレイショ、カボチャ等を本町の地理、気候の優位性を生かした安定作目として奨励するものであれば、町としての方向性を示すべきと思います。町の経済を支える1次産業をはぐくむには、町の考え方を関係機関、その産業に携わる生産者と十分協議されるべきと思っております。以下、お伺いします。

主産業のホタテ漁業を回復させる施策を示すべきと思います。

2つ目は、耕作放棄地解消後の結果についてはどうするのかということ。

それから、3つ目は、安定作目としてバレイショ、カボチャ等の作付を拡大し、付加価値を高めるその方策は。お聞きをいたします。

以上。

○町長（佐藤克男君） 中村議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、漁業についてお答えいたします。東日本大震災以後、ホタテ養殖施設の復旧につきましては森、砂原両漁協と連携し、復旧対策に取り組んでいるところでございますが、ホタテ養殖漁業者におかれましては施設の復旧に係る多大な費用により経営を圧迫している状況にあるため、町としましても復旧支援策を国や道に要請してきているところでございます。このような中、国の第1次補正予算で養殖施設復旧支援対策事業が創設され、養殖施設復旧費の45%を補助するというものでございます。しかし、残りの55%についてすべて漁業者の負担となれば、今後の本格的な復旧作業を控えている漁業者にとってはますます厳しい経営状況になることから、今月6日、高橋知事に対し道による本事業への上乗せ補助の要望をしたところでございます。また、この養殖施設復旧支援対策事業につきましては、今後の国の第2次補正予算の内容によって町の独自支援も検討してまいりたいと考えております。

次に、農業についてお答えします。議員ご承知のとおり、国はこれまでの農政が農業、農村の厳しい状況に直面している流れを変えられなかったことを反省するとして上で本年3月、戸別所得補償制度の導入と生産から加工、販売を取り込んだ6次産業化を柱とする食料・農業・農村基本計画を閣議決定いたしました。その中で、2020年までに食料自給率50%を目指すとしています。しかし、一方では東日本大震災の発生により時期が不透明となって

いますが、環太平洋経済連携協定、TPPへの参加や欧州連合との、日本とヨーロッパ、EPAの交渉開始など国の進める政策により農業者への影響は大きく左右されます。ただ、政策は政策として町広報6月号で森町農業の進むべき方向を提案させていただきました。それは、完全有機肥料、完全無農薬の農業実現に向けた森町農業へトライしたいということです。消費者が望む安全でおいしい農作物を高値で取引できるよう強い農業にしていく取り組みを進めたいと考えております。

2番目に、耕作放棄地解消後の結果について、解消後の結果というご質問ですが、平成20年に農業委員会により全町の耕作放棄地調査を実施し、32.5ヘクタールの解消に向け、所有者への意向調査をしながら売却、賃貸、管理の指導を進め、現在10.4ヘクタールの解消に向け進行中であり、3.1ヘクタールについては今月売買となりました。昨年までは、解消に向けた取り組みを農業委員会が中心に進めてまいりましたが、本年から新たに森町農業に関する組織を包括する組織として森町営農指導対策協議会により耕作放棄地再生利用対策、これは耕作放棄地の荒廃状況及び権利関係の調査、再生利用のための各種調整、これを進めております。一方で、耕作放棄地を増やさない取り組みとして春作業の省力化を図る上で水稻直播、直まき、作業受委託等を奨励していきたいと考えております。

3番目の安定作目としてバレイショ、カボチャの作付を拡大し、付加価値を高めるその方策はというご質問でございます。森町の春は、北海道の中でも雪解けが早く、温暖な気候であります。その優位性を生かしたバレイショの早出しが高価格で取引されております。あわせて、昨年稼働しました共選低温保管施設により非常に高い評価を受けており、作付面積は前年比9ヘクタール増加しております。カボチャは、連作障害が見られる田圃があり、作付減が見込まれましたが、作付面積は維持しております。付加価値についてでございますが、加工用としてのバレイショ、カボチャはニチレイフーズ森工場さんで冷凍コロッケの原料として全国的に展開し、好評であることから取引増を希望しております。また、砂原商工会が取り組みました地元特産のホタテとカボチャを原料としたレトルト食品の開発などの取り組みが進められております。水稻の他産地と対抗できる良質米ですが、都市部でも高評価を得ておりますゆめぴりか、ふっくりんこの作付が増加しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○10番（中村良実君） 余り答弁がすばらしいので、理解するのにちょっと時間がかかります。私聞いているのは、あれもこれもではなくして、森町の経済を考えたときに何がどうなのかということなのです。例えば漁業であれば私はホタテであろうと、それから農業であれば現在はカボチャであったりバレイショであろうと、そう理解してもらえればよかったです。私の質問の仕方も悪かったのかもしれないけれども、とうとういろいろとお話を聞きました。

その中で、1番目のホタテの関係なのですけれども、町長はいろんなことを言ってくださいました。私は今主産業であるホタテ、これは町として1番目に経済何かと考えたら考えな

ければならないものだと思います。このホタテの場合には、農業よりもすそ野が広いのです、産業や経済に与える。非常に広い。特に森町は加工という技術では、決して道内でももう一、二番と言ってもいいぐらいの技術を持っているわけですから、それを生かした中での加工ですから、実にこのホタテというのは重要な商品なのです。ですから、これを私はもっと積極的に町として考えるべきではないのかということを行っているのですが、町長もそのようにお話をしました。特にこのホタテをこれから行政としてどう取り組んでいくのかといったときに、私は普及員を置いたらいかがですかと、普及員を配置をするということも考えるべきではないのかなと。

例えば今回の3.11のこの津波を考えてみてもあの次の日、私は個人的にちょっと友達がいるものだから会いました。どうだ、被害と言ったら、いやいや、うちのほうは大したことないのだよなど。だけれども、鳥崎から向こうのほうの被害はすごいよなど言ったら、地形もあるかもしれぬけれども、皆さんが申し合わせているようなことをきちんと守ってやれば、こういう被害にならないと言うのです。個人的な意見ですよ、あくまでも。だとすれば、私は行政としても考えてあげるべきではないのかなと、こう思うのです。ですから、そこには過去には森町にもおりました。水産普及員というのがおりました。ですから、そういう方等を配置をしながら、町の職員として配置をしながら真剣に取り組んでもらうことも私は大事であろうと。

例として、これは要らないことかもしれない。例として知内のニラがこれだけ有名になった。それは1人の普及員なのです。町でもって雇用をした。その普及員がためにこれだけの知内のニラが生まれたのです。そういうこと等を考えますと、やっぱり森町自体もそうした方、漁業で生きている町ですから私は考えるべきではないのかなと。これについてお答えをいただきたいと、そのように思います。

それから、特に私はホタテ、すごいなと思ったのはなぜかといいますと、今回これだけの被害がありました。現在町長もこれは把握していると思いますけれども、21年に森のホタテの漁家の方が182戸なのです。去年、22年度は175戸なのです。そして、この津波でもって減った漁家がおりますか。それから、砂原は21年は61戸なのです。22年度は58戸なのです。砂原も同じことを調べていただきました。そうしましたら、減っていないのです。減っていないのですよ。びっくりしました、私。何戸か減るであろうという私は予測しましたから。ないのです。減っていないのです。それだけこの森町のホタテという、産業と言ったほうがいいと思います。根づいているのです。頑張っているのです。だから、行政もそれにこたえてあげないと私はだめだと思います。ですから、町長の意気込みをもう一度聞かせてください。

それから次に、この放置されている農地ありますね。町長も何回も言っているのですが、町長は農業委員会の中で32ヘクタールと言ったかな。ぐらいを対象にして去年からやっていますと。私は、農地を守るのは農業委員会だと思っているのです。これは間違いないと思うのです。行政ではない。農業委員会が町全体の農地を守らなければならないと。それが農業委員としての義務だと思うのです、私は。当然農業委員の方々もそのようにして対応してい

る、そのように思われます。でも、ただ町長、これ私この次にもう一度改めて質問させていただきたいのですが、現実的に25年前かな。山麓開発がすばらしい計画を立てて山ろく開発を行いました。そして25年経過して、平成7年に完成しました。この土地が計画どおりに開墾され、または整備されたのかということなのです。これ大変な問題なのです。ですから、それらについても農業委員は私はきちんと把握すべきだなと、そう思っております。ですから、この農地を守るのは農業委員会だと町長も言っているわけですから、だとすれば私はもう一度この土地を、このような土地についてはこのようにしていく、要するに経営拡大につなげてあげると。それには行政も中に入りながら、ここに10ヘクタールあるよと、そうしたらあなたどうですかと、これもという、そういう手助けをしてあげない限りは、これは放置されている土地は解消できないと、私はそう思います。それについても答弁を願います。

それから、3問目の作目の関係の中で特に馬鈴薯とカボチャを私は言ったのですが、町長も行政方針の中で言っているのです。それは、カボチャは連作障害を起こしている。その対策をどうするこうするというのは載っていません。問題だけを提起しているのです、行政方針の中で。ですから、町としてはどうするのかということ等についても町長の考え方をお聞きしたい。それから、馬鈴薯も私は主産業だと思います、森町の。至るところでつくっているわけですから。そうしたときにこの馬鈴薯、町長は共選もやっています、低温冷蔵庫等も設置をしましたと。だから、市場でも北海道渡島のJAかな、今名前は。JAの馬鈴薯は人気があると言っています。これは結構なことだと思います。ですから、それをもっと広げてもっとこれから生産量を上げていくのには行政としてどう対応していくのか、その意気込みを私は聞きたい。

以上、この3点についてお願いします。

○町長（佐藤克男君） 縷々いろんな質問がありました。ホタテは、森町の主要な産業であることではもう間違いありません。これについて町が行政としてどんなことをやれるかということについては、今ご質問がありましたこの主産業のホタテ漁業を回復させる施策を示すべきだということで、これは先ほどお答えしたのですけれども、質問の答えの意味がちよっとおわかりにならなかったみたいです。町としてこのものに対しては、国や道にいろいろと働きかけております。そして、今その答えはこの第2次補正で答えが出てくると思います。

また、今中村議員から質問があったお話は、これとはまた別に町としてこのホタテをどう考えているのだということだと思います。今森の漁家は、ホタテに関する漁家は大丈夫だと。128戸のあれがあって、また砂原は62戸と。砂原では1軒、このたびの震災でやめることになったということは聞いております。しかし、他の市町村に比べて我が町のホタテに関する事業は非常に頑張っていると。また、この震災等々のことでキロ当たりの単価も非常に上がって、今このホタテに関する漁家の方たちは非常に潤っているところでもあります。その中でこの森町としてやらなければいけないことは、役場としてやらなければいけないことは、この単価がいつまでも続くと思ったら間違いですよと、この単価はまた安くなりますからねということ、これは漁家の方たちにしっかりとお伝えしなければいけないと思います。ま

た、何か事があったときには町としてできる限りのことはやりましょうということで、これは今回の震災についてもすぐに砂を用意してくれということについても以前3月の議会でも報告したようにかなりの措置は役場として、行政としてこのお助けはさせてもらいました。

今後の問題については、これは町が具体的に何をやれかにをやれということでは私はないと思います。やはりこれは漁業協同組合が考え、または加工工場がどういう方向に持っていくのだということ、そういうものを明示して、それに対して町はあくまでも助けると。町が主体ではないと思います。ですから、それはそういうものに対して町として漁業組合または漁師の方たちがこういうことで考えていると、そういうものに対していろんな補助をしていくと。補助というか、やりやすいように手をかしていくということが町の役目であろうと思います。

また、放置されている農地、これは農地を守るのは農業委員会だという議員の答弁でございますけれども、私は農業委員会ではなく農地を守るのは農家の方だと思っております。その中で、また農地委員会はそれを補佐していく立場にあると思います。これは、やはり農業委員会ではなくて、やっぱり農地を守っていくのは現場で従事してやっているのは農家の方です。ですから、これは農家の方に頑張ってもらわなければいけない。それに対して農業委員会がいろんな意味で手助けをする、また行政もそれに対して手助けをするというようなことが必要だと思います。

また、カボチャの連作障害、また芋をもっと付加価値を高めていくと。これについては、町が主体を持ってやるのではなく、農家の方またJA等々でこういうことをやりたいのだというものに対して町がそれを手助けをしていくということが本筋ではないかと思っております。また、大きな目的としてこのカボチャの連作障害、森町には駒ヶ岳の農家の方は二十数年カボチャをつくっているけれども、連作障害は一回も起こしたことがないという農家もごございます。そういうところの技術も活用しながら、こういう連作障害というものもなくしていかなければいけないだろうと、そのようにも思っております。

それから、普及員というお話がありました。これは、やはり私は大切なことだと思います。役場で抱えるか、どこで抱えるかはまた別として、この漁業においても農業においても加工においても普及員というスペシャリスト、そういう方を求めるということは私は非常にいいことではないかなと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 水産課長、今質問で漁家の数の推移と、森と砂原に分けて。それから、3.11以降で減少があったのかどうかというもの、それすぐ答えられますか。では、水産課長、補足してください。

○水産課長（島倉秀俊君） それでは、お答えいたします。

実際災害の後、被災されて廃業をされたという方は、先ほど町長がおっしゃいましたけれども、砂原におきましては1軒、あと森のほうにつきましては二、三軒という予定は聞いておりますけれども、今のところ完全に廃業をされる方は1軒と聞いております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ございますか。

○10番（中村良実君） 前向きに答弁をいただいたのもございます。ありがとうございます。一般質問をしていて前向きに返答をいただきますと、何とはなしにうれしいものです。

そうした中で町長、町長と私の意見の違うところが2つありました。まず1つ、農業委員会の使命の問題、私は町長と考え方が違います。農地を守るのは、町長は本人だと、要するに農家だと。それはご無理ごもっともな話です。守れないから町長が執行方針に書くような事態が発生しているわけでしょう。農家の方々が全部自分の土地を守っていれば、そういうような放棄地なんて出てこないのです。というのは、私の質問に対して町長は飛ばしましたよね。それは農業者だよと言っているのです。私はそうでない。それは当たり前の話ですから。でも、守れないのです。守れないから、そういう土地が出てくるのですから、だからそのときにどこが、だれがどうしてそれらの土地を守るのかといいますと、私は農業委員会だと思います。農業委員会で事業をやるのではないです。そうした森町の農業地を守るための農業委員会だと私は解釈しているのです。だから、町長と私の意見が違います。考え方が違うのですが、もう一度そこだけ町長、それお答え願いたいです。私はそうだと絶対思っているのですから。

それから、漁家の関係なのですが、やりやすいようにすればいい。当然の話です。やりやすいように自分がこれからもずっとやっていくためには、やりやすいようにしてあげることが大事ですよ。町長は、それを盛んに言っているのですが、私もそうだと思います。でも、個人ではでき得ない問題があるのです。例えば融資の問題、融資も先の融資がまだある。だけれども、今またこうした災害で借りなければならない。そうしたときに、私は漁組だとか、そういうものに任せっ放しではなくして、行政からそういうような資金があつたらうちのほうで利息の補助をするよと、だから大いに頑張れと。あなた方の望むような100%はできないにしても何とか努力するよと、そういうやりやすい方策を打ち出してあげるのが行政だと思います。その人方の産業がなければ、森町はつぶれてしまうのです。そういうことを考えますと、私はそうだと思います。ですから、この2点について町長にもう一度お願いします。

○町長（佐藤克男君） お答えさせていただきます。

農地を守るのは農業委員会か農家かと。私は、今中村議員のお話を聞いていて、やはり農業委員会にもその必要性があるのかなと。これは、農家も農業委員会も一緒になって農地を守らなければいけないだろうと、そのように思っております。また、農家の方がその農地を守れないときには農業委員会ではなく役場のほうにもいろいろと援助を求めたり、またいろんな施策を考えてくれというようなことで来ていただければ、この役場でできる範囲でのことはしてあげなければいけないと、そのように思います。

次の融資の話です。漁家の融資の話です。これについては、議員ご承知のように役場としては、今これは漁家に直接役場が何かできるという方法ではありません。やはり漁業協同組合がありまして、ここがしっかりその漁家の内容等もどれだけ融資したらいいのか、これ以

上はもうだめだというようなことも判断してやっておるわけでございます。それについて、役場がそういう信用調査等々もできないわけでございます。そういう意味では、漁業協同組合を通じて何らかの方法ということで、昨年も金利を免除するということが議会で通していただいた次第でございます。そういう意味において、私は行政としてできる限りのことは何でもやるよというようなことで漁組のほうには話をさせていただいております。また、一番大切なことは漁家の方たちがやはりいいものをつくるということで、かなり工夫と努力をしなければいけないと思います。まだまだ私は、この工夫と努力が足りないであろうと。ですから、同じ海で養殖をしても非常にいいものをつくるどころ、そしてどうしてもいいものをつくれないうところ、そういうところを聞いて回りますと、そうするとやはり手間暇をかけたところはいいものができている、またいい単価で回っている、ひいてはそれほど融資を受けなくてもきちんと商売ができるというようなことになっているように私は見えております。そういう面での手間暇をかけていいものをつくるということが一番のこの漁家の経営内容をよくすることではないのかなと、私はそのように思っております。そういう指導については、漁業協同組合を通じてでもいろんな方面でこれはしていかなければいけないだろうと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 10番、中村良実君の質問は終わりました。

午後1時15分まで昼食のため休憩をいたします。

休憩 午後 0時16分

再開 午後 1時15分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

9、防災対策の見直しについて、保育所の業務委託、民営化について、4番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、防災対策の見直しについてを行います。

○4番（松田兼宗君） それでは、防災対策の見直しということについて質問させていただきます。

3月11日の東日本大震災は、想定外の大津波により未曾有の被害をもたらし、日本経済に大打撃を与え、ここ森町でも大きな漁業被害をもたらしました。被害を受けられた方々には心よりお見舞い申し上げます。3月11日当日、日本列島の太平洋岸一帯に大津波警報が出され、森町でも1.8メートルの津波を観測し、多数の町民が各避難所に一時的に避難しました。過去には例がないほどの震災報道番組がテレビで報道され、だれもがテレビの前にくぎづけとなり、多くの町民が大きな不安を感じながらも、大津波自体に対しては半信半疑であったのだろうけれども、多くの海岸部の町民の方が避難しました。しかし、一方自分が避難対象地域にいるのかどうなのかとか、避難場所がわからないなど、また役場から各避難所への連

絡が届かないなどの情報伝達などに問題があったようです。大事に至らなかったことは何よりでありました。そこで、防災対策の見直しなどについて質問させていただきます。

まず、1つ目に、今回の震災時の森町の防災対策上の問題点や反省点があったのかどうかについてお聞きします。

2つ目に、これらについては前に質問が出ている部分も重複するかとも思いますけれども、一応質問をさせていただきます。津波ハザードマップや津波避難計画の策定が必要と考えますが、いかがかということで、つくるといふ話を先ほどしていますから、別にこれは答える必要がないかなと思います。

続きまして、その中身についてですが、避難所選定の見直しが必要と考えるが、いかがかと。これについても見直しをする方向で考えているというふうに答えが出ています。ただ、2つ目に書いているところの森町の津波避難の対象地域はどこになるのかというのは、特に町内会別で言うところのどの地域になるのかというのがはっきりしない部分があります。その辺をわかれば、今その辺をどの程度想定されているのかということをお聞きしたい。お答えいただければいいのかなと思います。

3つ目に、津波対策を必要とする公共施設はあるのかということについてですが、これは特に私が想定しているのは下水道処理施設がその対象施設になるのだと思います。それがそのほかにあるのかどうなのかも含めてお聞きしたいと思います。

4つ目に、公共施設の耐震化と津波対策の状況についてということで、このことに関しては特に対策本部、万が一あったときの、津波などがあった場合の対策本部となるべきなのは当然役場庁舎だと思われます。ただ、想定外が起きた場合に、それ以外の庁舎自体が地震などによって被害を受けられたら全然対策本部というか、指令塔となるべき施設が機能しないということになりますから、その辺耐震化の状況がどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

5つ目に、住民基本台帳とか戸籍簿など行政情報や自治体情報のバックアップ体制が構築されているのかどうかと。森町のサーバー自体がこの地下にあるというふうにお聞きしていますけれども、それ自体が安全なのかどうか、あるいは全く別な場所にバックアップをしてあるのかどうかの確認をしたいというふうに思います。

そして、6つ目に、ほかの自治体との職員派遣をする災害時応援協定を締結されているのかどうかということをお聞きしますが、これは具体的に言うと今森町の姉妹都市、姉妹提携を結んでいるのは静岡県森町だけだと思います。旧砂原町においては、旧蟹田町などがあったのだと思います。想定されるとすればその辺なのかなと思ったり、改めて今回東北の震災の地に行っている、気仙沼に行っているわけですから、これを契機にしてそういう関係を結ぶことが可能なのかなと。それ以外も何かそういう災害応援協定が締結できる自治体があればお聞きしておきたいというふうに思います。

とりあえず、以上でお願いいたします。

○町長（佐藤克男君） それでは、松田兼宗議員のご質問にお答えさせていただきます。

1 点目の今回の震災での防災上の問題点、反省点でございますが、津波に関するハザードマップや避難計画が未策定であり、津波による避難所の指定と津波の高さによる避難地区計画が未策定であり、問題点として挙げられます。また、反省点では防災無線での情報伝達で聞きづらい点と避難所への炊き出しによる配送が遅かったことが挙げられます。

ご質問の2点目の津波ハザードマップや津波避難計画の策定についてですが、道で策定の津波浸水予測図を活用して森町の津波ハザードマップや津波避難計画の整備に今年度から取り組んでまいります。森町の津波避難の対象地区ですが、海岸線を有する町内会が対象となると考えられます。町内会別では、砂原地区では全域と森地区では尾白内から石倉までの地区になります。

ご質問の3点目の津波対策を要する公共施設であります。津波ハザードマップが整備された段階で影響を受ける公共施設が正確にわかりますが、現段階では海岸線に近い施設と海抜の低い施設が考えられるところです。

ご質問の4点目の公共施設の耐震化の状況であります。耐震化に関しましては平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、同年10月に建築物の耐震改修に関する法律、以下耐震改修促進法が制定されました。その後、平成17年11月の改正を受け、平成22年3月に森町耐震改修促進計画を策定いたしました。現在の指針では、3階建て以上の鉄骨鉄筋コンクリートづくりの公共施設の耐震化を行うことから、町内では5カ所が該当となり、森中学校と砂原中学校を本年度、平成23年度に改修し、残りの森町体育館、砂原支所、森町公民館を平成27年度までに改修する計画であります。

ご質問の5点目の住民基本台帳については、住民の居住関係の公証や選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理の基礎となる制度であります。現在住民基本台帳システムは電算化されていることで、各種行政サービスの合理化や住民の利便性の増進に役立っているところです。この住民基本台帳情報のバックアップ体制ですが、電算システム受託業者による2カ所でのバックアップ体制を整えているところです。戸籍簿については、現在戸籍原簿を戸籍簿専用の耐火保管場所に保管しているところです。戸籍の副本については、定期的に法務局に送付していることとおおむねバックアップ体制がとれております。また、本年度中に戸籍総合システム電算化作業に着手し、24年度の稼働を目指していることから、万が一の災害の戸籍データ紛失や喪失を防ぎ、迅速な復旧が可能なようデータ保管場所の複雑化でバックアップ体制の構築を考えているところです。

ご質問の6点目の災害応援協定の締結であります。静岡県森町は姉妹町、青森県蟹田町は旧砂原町との姉妹町であり、災害時には協定の締結のありなしにかかわらず、応援体制はとっていくものでありますので、協定の締結は考えていないものであります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○4番（松田兼宗君） 何点か質問をさせていただきますけれども、まず先ほど2カ所で保存されていると、住民基本台帳を。それは庁舎内ということですか、それとも別な場所、例

えばこれをやっているところが、エスイーシーでやっているはずなのですが、多分函館が本社だと思いますけれども、そこに保存されているという意味での2次的ということですか。

それと、応援協定の締結をする、特にそういうのはないという話ですけれども、自治体同士のあれはそういう日常的なつながりというのがありますから、あるのだと思うのですけれども、例えば民間サイド、今民間サイドの企業でやっているのは森町の場合は、僕がわかっている範囲では北海道コカ・コーラ社との自販機の問題で提携されていますよね。その辺も含めてもしお考えが、自治体以外で考えている団体、公的団体とかあればその辺お答えいただければいいかなと思います。

それと、もう一つ、議長、ほかの人の質問との絡みでちょっとお聞き、追加してというか、その絡めての質問もよろしいでしょうか。

○議長（野村 洋君） はい。

○4番（松田兼宗君） 3月11日の当日の話なのですけれども、先ほど何人かのお答えの中で、特に教育長からの話の中で電話で連絡して学校に迎えに来てもらっていると。電話連絡しているという話を伺ったのですけれども、その当日は電話が通じなかったのではないかと私は思うので、僕自身はその経験があるので、そして実際に私の場合は東森ですから、東森生活館が避難所に指定されたわけです。それについても私が町内会長をやっている関係ですぐ連絡が来るのかなと思ったら来ないと。放送だけで耳にして、そして管理人に聞いたら、管理人のところも何も聞いていないという中で生活会館に行ったわけです。そうしたら、役場の職員2名行っていて、その中でやりとりしている中で対応できるように準備をしたのですけれども、電話連絡がつかないという状態があったのです。だから、そういうような場合は先ほど黒田議員の質問があったように戸別の無線というのがますます必要になるのかなと、その当日。森町でさえ結構そういう電話連絡が全然つながらないという状況があった中で東北、私自身も東京に子供がいますから、連絡がつかない状態がずっと一日じゅう続いたのです。翌日の昼ごろまで全然連絡がつかない状態が続いたと。もし被災地の本体だったら、それ以上につながらないだろうと思うのです。とすれば、戸別のそういう受信機というのはやっぱり考える必要があるのかなというふうに先ほどの質問を聞きながら思っているので、その辺を絡めての考えを含めてお答えいただければいいのかなと思います。よろしくをお願いします。

○副町長（増田裕司君） 松田議員の再質問、4点ばかりだと思いますが、1つ目の当日の学校の電話の関係、それは後ほど教育委員会の担当部のほうから答弁があらうかと思います。

次に、災害協定の関係ですが、時期は明示しておりませんが、今すぐあった場合は協定のいかんにかかわらず駆けつけると、こういう趣旨でございますので、例えば同じ津波が想定される自治体同士で協定を結んでもこれは余りよくなりません。山を持っているところでとか、いろんなことございますので、それは道内がいいのか、近隣がいいのか検討をして、さらに相手の受け入れの状態もございますので、国、自治体の問題は別として個々の自治体としてやはり縦、横、斜めのいろんな網を張っておくのはいいことだろうと思うので、検討

をさせたいと思います。

それと、バックアップ体制については、エスイーシー本体と私の記憶では札幌にもう一つバックアップセンター契約をして持っているということで、バックアップについては問題がないというふうに聞いております。

戸別受信機の関係につきましては有効性、先ほど町長が申しあげましたようにいろんな媒体を通じて情報を発するあるいは車で出かける、教える、いろいろありますけれども、松田議員おっしゃったように電話でも町内会長にも通じない場合だってあるではないかと。戸別受信機が緊急のときにどれだけ役に立つのかとか、もう一度有効性なり、すべてではありませんが、その結果検討してやはり当面有効だと、必要であるということになれば予算化の話になるかと思えます。一挙にやるという話にはならないとは思いますが、そんなことで考えております。

あとは教育委員会のほうから答弁があらうかと思えます。

○教育長（磯辺吉隆君） お答えいたします。

各学校で保護者のほうへ電話差し上げたのでございますけれども、携帯電話が実際にちょっとつながりづらいというふうな状況はあったかと思えます。通常の固定電話でありますと、その時間帯にももちろんよりますけれども、そういう大分時間がかかったとか、そういうふうなことの情報は聞いてはおりません。今議員からも話ありましたけれども、その施設においては電話よりも防災無線で周知もどうかという考えもあったわけでございますけれども、結果として電話で保護者等の対応をしたというふうな結果となっております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問はありますか。

○4番（松田兼宗君） 結構です。

○議長（野村 洋君） 防災対策の見直しについてを終わります。

次に、保育所の業務委託、民営化についてを行います。

○4番（松田兼宗君） それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

保育所の業務委託、民営化についてということで質問させていただきます。第2次集中改革プランにおいて6カ所の保育所が業務委託、民営化の検討対象とされています。そして、自治体の財政難から歳出削減という視点から平成25年度には業務委託、民営化を実施するというスケジュールとなっております。憲法の生存権保障を児童福祉の分野で規定し、法的に保障しているのが児童福祉法24条とされています。生存権をベースとした教育を受ける権利や幸福追求権、保育を受ける権利が保障されているとされています。市町村は、保育に欠ける子供の保育を保障しなければならず、保育実施義務があり、まず公立で実施することが原則であると私は考えます。さらに、公立保育所の民営化は市町村の直接保育サービスを行う義務を弱くして保育の質を低下させるという危険性をも指摘されているところであります。少子化の一因として指摘されている子育て環境を整備することが、すなわち保育の質を低下させないことが市町村の保育力を高め、ひいては教育力を高めて未来の森町を担う次世代の

育成につながると考えております。そこで、森町の保育事業、保育制度における公的責任についてどうお考えになっているかをお聞きしたいと思います。

○町長（佐藤克男君） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

保育所運営事業につきましては、第2次森町行政改革大綱に掲げられた改革について計画的、段階的に進めるため集中改革プランとして基本的な方向性について策定しているところでございます。町民皆様の要望に対応するべく事務事業の見直しを検討する中で、民間活力で効率的かつ効果的に事業推進ができるものと思われるものは、できる限り民営化、民間委託等の実施について検討しているところでございます。今計画期間中の保育所運営事業について、抜本的な検討を進めているところでありますが、計画を進める上で森町行政改革集中プラン推進チームを立ち上げ、保育基本計画策定に向け取り組んでいるところです。現在6カ所の町立保育所があり、今年度当初は219人の保育児童が通所しております。保育事業を推進する上で安定的な生活の保障と育ちを第一義的に考え、子供たちが集団で生活し、相互に育ち合う関係づくりを保障し、保育所の運営が安定的、継続的、信頼感のある施設として営まれることや必要としている児童が入所できるよう条件整備を図ることが最重要であり、法的責任であるとも考えます。保育所運営事業の業務委託、民営化を検討する上で議会の皆様を初め、町民の皆様からご意見、ご要望の声を十分に聞きながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○4番（松田兼宗君） 私が聞きたいことというのは、どうもこの第2次集中改革プランにおいての議論というのは歳出削減、要するに財政が大変だから、とにかく削るものは削っていかうという考えでしか、視点でしか語られていないのではないかと私は思うわけです。特に今回は3つ挙げられていますよね。今回は給食センター、それとさくらの園が挙げられていますけれども、その中で私は最も保育の部分というのは、保育というのはどうあるべきなのかというのを考えなければならない部分だと思うわけです。その中で、余りにも財政だけの視点で考えるとその部分が抜け落ちてくる。法律的にいても憲法上からいっても児童福祉法からいっても自治体にその義務があるわけです、保育をしなければならないという。その部分をなしにして議論をしても意味がないというか、どうもこういう保育というのはこうあるべき、利点がない中での議論をしても意味がなくて、今後森町にとって大事な人を育てるという部分が重要だと思うわけです。ということを考えなければだめなのだと。その辺を再度伺いたいと思うのですが、そして今年の23年の施政方針の先ほどもちらっと答弁の中で指摘しています中長期的な全町的な保育基本計画を策定するのだということを書いています。その中に明確にそのことを載せる必要があるのではないかと私は思うわけです。民営化自体を私は反対するつもりはありません。まだその議論をする中で民営化はだめだという話になるかもしれないですけれども、そのことが一番大事ではないかなと。その上に立脚した中で議論をし、そして民営化というのを進めて考えていくべきものだと私は思うわけです。

その辺を町長自身がどう思っているのか再度伺いたいと思います。

○町長（佐藤克男君） 松田議員のご質問にお答えさせていただきます。

歳出削減の意味が重要であることは紛れもない事実でございます。しかし、サービスの面で、これは保育所というのはお子さんを預かるわけです。教育はもちろんのこと預かるわけです。そのときに今町の運営であれば、せいぜい頑張っても朝7時半だとか、夜も6時、7時ぐらいまでしか預かることはまずできません、今現在。しかし、これが民間委託になると、極端な話が朝6時でも夜9時でもこれは預かってくれるわけなのです。そういうのが民間が非常にやっているサービスなのです。これを町の職員が保育所で保育士としてやっている場合には、これはなかなかできかねることでございます。今現在でもそういうことでお母さんたちが困っていることは事実なのです。これは日本じゅう同じでございます。そして、そういうようなことから日本の今ほとんどの地方自治体では保育所を民間に委託する、そういう流れになっております。もちろんしつけだとか、そういうものも今現在自治体でやっているそれとはサービスが落ちたりとか、そんなことは一切ございません。ですから、そういうようなことで、それが今森町では森町独自の保育所の運営です。しかし、これが民間になって全国いろんなところでやっているような企業がこれを運営することになると、全国的なレベルでの保育をしていただけるということにもつながると、そのように思います。決して歳出削減だけで考えていることではないということを申し述べておきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○4番（松田兼宗君） 再度確認というか、やっぱり町長は自治体が責任を負うべきだというふうに考えているのかどうなのか、保育という部分に関して。民営化に対しては、森の町は民間はないですね、私立の保育所というのは。その辺の実際問題として民営化する場合、今後議会としても2年ほどの中で議論をしていくことになると思うのですが、その中で実際問題として民営化というふうに民間に委託した場合に効率がよくなるかという話は確かにあります。だけれども、それ以前に自治体として責任を持つのだということを明確に言うべきだと私は思います。それがどうもその議論の前にそっちのほうばかり議論されていまして、その辺がないと私はずっとこの間思っているわけです。特にこの保育所の問題というのは、先ほども何度も言いますけれども、森の町の人を育てるといふことの最も最初の部分だと思います。その部分をきちっと押さえていきながらやるのが森の町を愛することにもなるし、人も育てることもにもなるし、町自体が、自治体自体がそういうのを責任を持つというはっきりした姿勢を打ち出すことが必要なのだと私は思っているわけです。その辺を含めて再度決意を町長から伺えればいいのかと思いますので、よろしくお願いします。

○町長（佐藤克男君） これは、保育所の運営にしても、それからさくらの園、そしてまた給食センターにしてもこの責任はすべて町にあるわけです。ただ、運営の部分だけを委託するということです。ですから、子供の保育に関することだとか、そういうものについての責任はすべて町です。ですから、どのようにして保育をするのだと、このことについても町が

こういうことでやってくれというと、それに対してきちんとしてそれをやってくれると、これが委託運営でございます。ですから、子供の保育に関するすべての責任は町でございます。決して委託会社がそのすべての責任、投げ出したりとか、そういうことではありません。ですから、この運営のもろもろの点について、これは町が責任を持ってそしてやっていきます。ですから、何か事件がもしあったとした場合、これは町の責任でございます。これは明確なお答えです。ですから、何についても、さくらの園についても、そして給食センターについてもこれはすべて何かあった場合には町が責任をとらなければいけないということになっております。ですから、その辺のところについてはちょっと明確なお話をしておりませんでしたけれども、委託運営というのはそういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） これをもって4番、松田兼宗君の質問は終わりました。

次に、10、国保病院の夜間診療再開について、防災計画の見直しと原発について、9番、堀合哲哉君の質問を行います。

初めに、国保病院の夜間診療再開についてを行います。

○9番（堀合哲哉君） では最初に、国保病院の夜間診療再開についてご質問をいたします。

今年度町政執行方針では、町民の安心、安全のためには、まずは医師確保を最優先とし、以下省略します。国保病院だからできる、国保病院しかできない医療サービスの構築を目指しと、こう述べております。医師の増員を早急に進めて、町民が必要なときに安心してかかる夜間診療を再開すべきと考えておりますが、いかがでしょうか。また、国保病院だからできる、国保病院しかできない医療サービスを具体的に述べていただきたいと思っております。

以上でございます。

○町長（佐藤克男君） 堀合議員の質問にお答えさせていただきます。

夜間診療の再開についてお答えいたします。質問の第1点目は、国保病院で365日24時間受診できる従前どおりの体制を再開できないかというご質問ではないかと思っております。医師の当直業務は朝8時過ぎから勤務し、翌日の17時までの勤務となり、週1回が限度と言われております。当院の医局体制でございますが、現在常勤医師は4名となっておりますが、そのうち1名の医師は主治医から当直業務を担当しないようにという診断がございまして、常勤医師3名で月12時間程度の当直業務を行っております。残りの日当直業務は、すべて非常勤の医師にお願いしており、毎月非常勤医師と調整しながらまさに綱渡りの当直ローテーションとなっている現状をご理解願います。現在非常勤医師の日当直業務は、北大第一外科からの派遣と院長の友人及び民間医局にお願いしておりますが、医師を確保する条件としてこの当直回数とウオークインが非常に大きな障害となっております。したがって、当直業務をお願いする非常勤医師はウオークインを実施している医療機関よりも福祉施設等の当直業務を選択される傾向が強くなってきております。また、看護部については必要配置数が基準ずれの状況となっており、非常に厳しい状況が続いており、その確保に苦慮している現状も

ご承知おき願います。救急とウオークインをお間違えになることがありますが、救急車で搬入や協力指定医療機関となっている施設、さくらの園、道南ロイヤル、豊生園、おもひで・桜等々の入所者の皆さんが急変した場合は直接搬送ができるように現在も維持してまいります。私は、ウオークインよりも例えば週に2日間、夜8時まで曜日と診療時間を限定した夜間診療を実施してまいりたいと考えておりますが、現在の国保病院の医師及び看護師の勤務状況ではいましばらく時間が必要だと考えております。町民の皆様には、診療時間内に受診することによって適切な医療が提供され、早期治療につながりますので、診療時間内での受診を重ねてお願いいたします。

次に、国保病院だからできる、国保病院しかできない医療サービスを具体的にということについてお答えさせていただきます。国保病院は、町民の皆さんから安心して頼れる病院、信頼される病院となることを目指しております。そのためには、医師の安定した確保と医療スタッフ等の確保が最重要課題となります。特に医師の確保については、町全体で取り組んでいく姿勢が必要と考えており、また北大第一外科からの支援についても引き続きお願いをしてまいります。さらに、看護師の確保についても外部からの求人募集だけでなく、准看護師から看護師資格を取得する職員の支援についても検討しており、看護部の充実を図ってまいります。平成21年2月、国保病院改革プラン、平成20年度から24年度を策定するとともに、公立病院特例債を借り入れ、医師の確保、10対1看護体制導入、経費節減等により不良債務を圧縮するなどさまざまな取り組みを行ってまいりましたが、このような中急激に変化する医療環境への対応と資金不足の解消をより確実なものにしていくため、職員みずからによる院内活性化プロジェクト会議を6月1日に設置し、改革プランの推進、行動プランの策定、推進評価等を進めてまいります。また、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う過疎対策事業債、これを活用し、医師確保対策事業にかかわる経費について過疎債の対象事業とし、医師の確保対策をさらに強化してまいりたいと考えております。なお、この事業は元利償還金の7割が普通交付税措置されます。今後早急に北海道と協議を行い、協議が調い次第、森町過疎地域自立促進計画、平成22年度から平成27年度の変更を行うため議員の皆様のご理解をお願いしたいと考えております。このようなことに取り組み、医療体制等を確保しながら実現できるところから着手してまいります。具体的には、今後高齢化に向けて認知症が増加することが予想されますが、今年度から函館市内の医療機関の依頼を受けて市民の方が国保病院でMRI検査を行い、そのデータを診断に活用していくという医療機関関連連携システムを構築してまいります。病院運営は厳しい状況が続いておりますが、今後も病院長を中心に話し合いを進めながら町民から信頼される病院づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○9番（堀合哲哉君） いろいろ述べていただきました。町長のお話の中心は、医師の確保が最優先であるというお話でした。私も質問に書いたように医師の確保をまず前提として、

そして森町の住民が安心して病院にかかると、そういう状況をつくっていきましょうよと。これは町長も異論ないと思います。医師の確保の困難さもおっしゃっていましたが、絶対確保できないという話でもないとは承知しております。また、近々おやめになるお医者さんもいるらしいといううわさも耳にしまして、ますます医師が減ってしまうと。そして、またその確保に力も入れないとだめだと。夜間診療を行うには、医師最低1人でも増やしていかないと、ますますお医者さんに負担かかるだけなのです。それも承知しております。ですから、腹を決めてこれはやるのだと。これは別にお医者さんのためにやるのではなくて、町民の命を守るためにやるのだということになれば、ぜひ期日を決めて私は早急に取り組む必要があるだろうと。検討した結果できませんでしたでは、これはだめなのです。

今かなりの折衷案的なお話をされて、当面2日というお話を町長はされた。今の体制だから2日なのか。今の現状ですよ。現状よりも医師をプラス1名増やすことになっても2日なのか。毎日というのは対応できないのか。特に働いている方にとっては大変なの。日中仕事ありますから、日中病院にかかれない。そうしますと夜ですよ。あけていただくと非常に助かっているのです。そういう声、たくさん私は耳にするのです。これは、うそではありません。ですから、いかに町立病院に、皆さん函館の病院を使っている方も結構いらっしゃるけれども、でも国保病院に期待する町民の声というのは大きいのです。ですから、それをやると2日間というのは、今年度中は例えば2日間やりますとか、あるいは絶対来年度年明けからはもう夜間診療を始めるのだと、この方向性を出していただきたいなど。やる気はわかるのだけれども、期日をきちっと決めないとこれ実現できませんよ、多分。こんなことを言ったら失礼ですけども。

それから、看護師の問題です。これ看護師もなかなか引き抜きに遭って大変なのだというお話も、これもうわさで聞きます。皆さん生活かかっています。給料を下げられると、やっぱり待遇のいいところに逃げてしまうのです。これは当たり前なのです。だからといって看護師さんだけ大幅にどんと引き上げなさいというのではないのだけれども、私はこれだけの職員給与を下げていますから、もう13億9,000万の積み立てあるのだから、これはやっぱり待遇をもとに戻しましょうと。看護師さん戻りますよ。出ていきません。だから、そういう体制も一方で組みながらやっていただきたい。とにかく町民の願いでございますので、ぜひ町長のやっぱりこれに対する意気込みを再度お聞きしたい。もう今年度は無理だけれども、来年4月からはもうばっちり夜間診療をやりますよと。

そして、救急車で運ばれないと夜間診てもらえないと、非常に不自然な形。これ年間1,000回を超えるはずで、今現状。物すごい数になっているのです。だから、こういうものも全部解消しながら進めていくには、最後は町長の決断があればできると思います。再度ご確認を含めてご答弁お願いしたいと思います。

○町長（佐藤克男君） 堀合議員のご質問にお答えさせていただきます。

これは、私がやりたくても相手のあることです。私が決断して物事できるのであれば、こんな簡単なことはございません。これは何も森町だけではなくて、北海道を初め日本全国で

今医師不足でございます。今も大体月に1人ないし2人のオファーがあります。医師からのオファーがあります。現在も2人ほど森町に来てくれるかもしれないというオファーがあります。しかし、その医師の最大の条件は堀合議員が要望するウオークイン、こういうものがない町を選んでおります。うちの町も昨年度からこれはやめております。しかし、その他この町での条件、また評判、そういうものも聞いたときに、なかなかその人たちが面接まで行く前にもう終わってしまうという状況です。決して医師について条件が、例えば給料の条件、そういうものが悪いというわけではありません。全国的に見ればいいほうだと思います。しかしながら、これは医師が、向こうが決めることでございます。ですから、今そういうために例えばホームページを変えて非常に感じのいいものにするだとか、例えば医師の宿舎を完備して、あなたが来ても住むところはきちんとありますよと。これは看護師さんにも同じことが言えるわけでございます。そういうものが今現在では募集しても看護師さんでも寮が完備している、住むところが完備しているというようなことが言えていない状況であります。これは改善するように担当部局のほうにはお願いしてございます。そういうものを整理しながらそしてやっていって、もう本当に今試行錯誤で医師の補充のことを考えております。今の3名では、もし夜間診療を始めたら即1人、2人とやめていってしまうと。医師のまず健康がおぼつかないと。ここにいたら殺されるというようなことになってよその病院に行ってしまうという状況になります。ですから、まずは医師をそろえること、これを今もう一度新しい事務長になりましたので、この事務長と今それを再度、いつも1週間に1遍ないしは2回会って、そしてそれについて、医師の確保について今試案を練っているところでございます。練っているだけでなく、具体的に今行動も起こしているところでございます。ですから、この医師の確保がないことには次のサービスになかなか移れない。

そして、これを期日を決めて私ができる、そういう問題ではありません。違うことであれば、私は期日を決めてできますけれども、この医師の確保についてだけは期日を決めて……これはもう万全を尽くして今やっている、努力しているところです。私よりも事務方が相当な努力をして今やっているところでございます。今事務局の仕事の7割ぐらいまでは医師がいなくなったその穴埋めをする、そういうものの体制づくりのために、そのためにとられているというのが現状でございます。ですから、とにかく医師を1人、先ほどうわきにあるということも私も聞いております。そうなった場合に、また大変なことになってきます。ですから、そのために医師の確保について私も一生懸命になって今いろんなところで手だてをしているのですけれども、なかなかぶつかからないというのが現状でございます。見えてきましたら、またこれについてはご報告いたし、私も夜間診療、週に2回でも毎日でもこれをやりたいと。仕事が終わってから病院に行きたいというのは、だれでも思っているところでございます。それがこの国保病院でできないというところに私は歯がゆい思いをしております。これが本当にやれるのは国保病院ではないかなと私は思っているのですけれども、それが今の現状では物理的に無理であるというふうに言わざるを得ません。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○9番（堀合哲哉君） 私もかなり折れまして、最後に聞きたい。町長がおっしゃっている2日ほどというのは、確認の意味も含めます。今お医者さんが足りないというお話をずっとされました。現状よりも1名お医者さんが増えると2日間やれるというお話なのでしょうか。その辺お答えいただきたい。そうしたら、これ以上何人増やすと毎日夜間診療できるというふうにお考えなのか。いわゆるお医者さんの勤務状況がございますから、そうしないと2日間というのがどういう状況になればなるのかといったら、これはいつまでたってもできないという可能性だって一方ではあるわけです。ですから、その辺は町長も医者の確保には絶対にいつまでということとは言えないと先ほど言いましたけれども、これは最大限の努力を払ってもらわなければ考えていることに近づかないわけですから、これは当然やっていただけるものと信じておりますけれども、ですからその辺の2日間というのは現状でもできるのか、現状ではできないから医師1名増えると2日できるのか、この辺お答えいただきたいと思います。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 今医師は4人でございます。私の思いでは、5人になれば週に2回から3回ぐらいは8時ごろとか9時ごろまでこれを夜間診療としてできるのではないかと。また、6名になるとこれは月曜から金曜までしっかりとできるだろうと、そのように思っております。そうすると、それほど医師に負担をかけなくてもこれは私はできるのではないかなど。今の4名ではかなり難しいところがあるだろうと、そういうように認識しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 国保病院の夜間診療再開についてを終わります。

次に、防災計画の見直しと原発についてを行います。

○9番（堀合哲哉君） 防災計画の見直しと原発、原子力発電所でございます。についてお聞きしたいと思います。

3月11日の東日本大震災は、空前の犠牲者を出す未曾有の大惨事となりました。死者、行方不明者が2万3,000人を超え、いまだ多くの国民が避難生活を余儀なくされております。国を挙げての復旧作業も被災住民の声をもとに早急に進めなければいけないと思います。また、東京電力福島第一原発の事故への対応も後手に回り、いまだ終息のめどさえ立たず、安全神話はもろくも崩れ去り、原発事故への処理も確立されていない現状を浮き彫りにいたしました。以下、お聞きしたいと思います。

1番目は、大震災から森町の防災上の問題点、教訓をどのように把握していらっしゃるのか。また、今後の防災計画の見直しについてお伺いしたいと思います。これは、かなり重複する部分もございます。でも、答弁はお考えになっているようでございますので、よろしくお願ひします。

2点目は、原発に頼らず自然エネルギーへの転換を進めるべきと考えますが、いかがでし

ようか。

以上でございます。

○町長（佐藤克男君） ご質問の1点目の防災上の問題点、教訓についての問題点では、松田議員への答弁と重複しますが、津波に関するハザードマップや避難計画が未策定であり、津波による避難所の指定と津波の高さによる避難地区計画が未策定であることが挙げられます。教訓としては、日ごろからの防災訓練の必要性を教訓として大きく受けとめております。防災計画の見直しですが、法律改正や道の防災計画の改正がある場合等については改正をしたいと思っております。今回の大津波被害では、津波に対する詳細な避難計画、ハザードマップ等の整備を行い、津波に対する避難の指針を作成していくものであります。重複しますが、この防災計画については1回白紙になって、そしてしっかりと新たなものを策定しなければと、そのように思っている次第でございます。

また、原発に頼らず自然エネルギーへの転換を進めるべきとお尋ねであります。東京電力福島第一原発事故に対する国の対応も混迷している状況にありますので、原発についてのコメントは控えたいと思っております。国の政策の動向などを見きわめることが必要であると思っております。また、北海道が作成している北海道地域防災計画には原子力防災計画もあることから、北海道としてのエネルギー政策に関する情勢の推移など今後の状況を的確に把握しながら北海道町村会などを通じて国に対し要請すべきものはしていかなければならないと思っております。なお、森町は地熱発電というエコエネルギーの恩恵を受けており、エネルギー自給率が189%と町全域をカバーできるほどの自然エネルギーを有しております。このエコタウンをこれからも大切にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○9番（堀合哲哉君） まず、1問目の防災の関係でございます。今日6名の方だと思います、私を含めまして。ひどいやっぱり非常にすごい大震災といえますか、死者の数からいけばもう本当に痛ましい事故だったと思います。ただ、原発については後で触れますけれども、それでこういう状況のもとで森町で今後どうしていくのかというのが今までのずっと話題でございました。今町長は、総括的なそういうご答弁だったと思いますけれども、部分的にお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

耐震化の問題、いわゆる建物の。今年度森中と砂原中、いよいよ耐震工事をやられる。待ちに待った部分だと思います。先ほどの同僚議員の質問の中で、その他対象建物というのですか、それも残り3つあるのだというお話をされた。それが平成27年までやると。今年23年ですから、あと4年間です。こういう状況のもとで、4年間というよりももっと早める必要があるのでないかと思うのですが、これは耐震工事を含めて、耐震化測定だけでなくで工事も含めて27年に完了という計画なのかということがまず1点と、もっとそれを前倒しで急げないのかと。例えば森町の公民館なんて毎日のように人が使っているのです。ですから、まず耐震測定をやってくださいよと、耐震化。耐えられるのかどうなのか。これは、自治体とし

ては私は急務であると思います。ぜひ27年なので、前倒しを重ねてお願いしたいと思うのだけれども、いかがなのでしょうかね。そのことをまずそちらのほうでは1点お聞きしておきたいと思います。

あとは、避難所のかかわりは今までずっと出ておりましたから、ぜひそれは検討して、それもやっぱり早急につくり上げるということです。もちろん手直しは必要です、途中で。これから2年、3年かけて検討しますでは遅いわけですから、今の現状を見て、森町は噴火、駒ヶ岳を控えていて、駒ヶ岳の噴火に対する避難のかかわり、いわゆる防災関係はでき上がっているわけです。ですから、その津波、今回の大地震を受けてのあれでしょう。だから、私は駒ヶ岳も見直すべきところはあると思うのだけれども、避難所のかかわりで。でも、これに加えればそんなに時間はかからないだろうと。町長先ほど言った訓練大事だというのは全くそうだと思います。いかに訓練が大事かと。それで今回の大震災から犠牲者少なくて済んだという町まで生まれたわけでございます。その他いろんな条件あったと思いますけれども、そういうこともあるわけでございます。ぜひそういうことで、それは早目につくっていただきたいと思いますが、いかがなのかということがあります。

それで、私はもう一点、今回の本部体制のかかわりでお聞きしたいと思います。先ほど気にかかる発言が町長の中でありました、同僚議員に。避難勧告から避難指示にしたのは私だよと、こう言いました。私は、避難勧告から指示にしたのをけしからんと言っているわけではない。私の先見の明で避難指示に変えましたと。避難指示に変えた時刻は、実は3月11日の午後3時35分です。これは、大津波警報が3時30分に出ました。発令された。もうそれから5分後には避難指示命令、避難所開設がその後5分おくれて3時40分に開設、非常にスピーディーですばらしい。次の3月12日午後1時50分、大津波警報から津波警報へ切りかわりました。その時点で町サイドも若干おくれましたが、2時15分、避難勧告へ切りかえております。さらに、対策本部のかかわりでいきますと、対策本部を設置したのは大津波警報が発令した後でございます。それを受けて対策本部を設置しております。そして、対策本部を災害対策情報連絡室設置に切りかえるのが次の日、12日の午後8時45分です。これ町長、しっかりと時刻だけ聞いてください。佐藤町長は、災害対策本部の本部長でございます。11日、12日、この間で森町を離れたことございませんか、それをお聞きしたいと思います。

次に、原発を聞きます。町長、原発なのだけれども、何かほとんどお答えになっていない。国や道待ちだということのほうがこの議会も静かだいいと思うのです、私。町長がブログとかでいろいろやっている。今答弁されていないので、このブログについて私とやかく言うつもりもないけれども、でも原子力発電所の安全神話というのは崩れたと思うのだけれども、町長はこのブログを見ると安全神話は直接書いていませんが、崩れていないような表現なのです。死者もいないからいいとか、放射能を浴びて入院している人いないからいいとかということが書かれています。でも、今の状況を見たとき、福島でしょう。あそこで避難されている方すごくいらっしやるでしょう。いつ自分の家に戻れるか、いつ生まれた土地に戻れるか、全然はつきりしない。あの姉妹町村の遠州森町、静岡県です。お茶にまでこの今回の福

島原発の放射能、あそこまで飛んでいっているというの。私は、町議会議員の選挙のときに非常に天気悪かった。あのときある方から、今日はこの雨の中に微量でも放射能まじっていますよと言われたの。帽子かぶったほうがいいですよと。ですから、何百キロ、静岡まで400キロです、福島から。幾ら離れていても気象状況、風向き、風の力によって大きく放射能の広がる範囲というのは膨らむということなのです。

それで、今青森で大間の原発が建設中だと。国や道の考え方をもとにするからいいのだからだめなのです。例えば大間の中で北斗市長とか函館市長、安全性の確認で今請求出しているのです。なぜやるかという、そこに住んでいる住民の命が大切だからやるのです。だから、これ人ごとの話ではないのです。大間の原発から森町はおよそ70キロ、これはチェルノブイリで爆発した範囲ですよ、70キロ。アメリカなんて、70キロなんていうのは危険地帯です。日本ぐらいでしょう、10キロ、20キロの範囲だとかと言って。このような状況を現実この目で我々は見たのです。だから、原子力発電に切りかわるものと、最後に町長言いました地熱発電。風力発電も今全電力量の9%だと。そうすると、原子力は25%です。だから、この自然エネルギーを使ったこのものを増やせばいいわけ。ただ、簡単にはいかない。最近世界的には、スイスはもちろんのこと、ドイツもイタリアも廃止の方向に動いているではないですか。もうアメリカだってそうです。ですから、日本が唯一の被爆国でもありますし、本当はこういう核に対するアレルギーがあってもいいはずなのです。ですから、今国民の本当に半数を超えました。もう原発に頼ってはいけないと。新たなエネルギーで、何せ我々人間の住んでいる命が大切なのです。町長は、孫子の代までとよく言うでしょう。孫子の代といったら、何年後かなと思ったら1年、2年先の話ではないのです。20年、もしかしたら30年かもしれない。でも、原発をなくするには20年ぐらいかかるかもしれない。でも、それこそ孫へのプレゼントではないですか。こんなすばらしい地球あるいは日本をつくるのだもの。だから、こういう問題で国や道の姿勢待ちというのは、私は一首長としては非常に残念で仕方ないと。ぜひ町民を守る観点で原発の姿勢をきちっとお示しになるべきではないのかなというふうに思っております。

以上です。お答えください。

○建設課長（小井田 徹君） お答えします。

耐震化の件であります。まず27年までの部分であります。まず森中の部分にしましては今年度ということであれですが、それ以降の部分にしまして各施設の担当課のほうで耐震判断を行ってもらいまして、それで27年度まで建設できるように建設課のほうといたしましても要望していくようにしたいと思います。それ以降、2階建ての今度は鉄骨だとか鉄筋コンクリート造のほうにも建物にしまして検討をしていくような状態に検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

（何事か言う者あり）

○建設課長（小井田 徹君） 費用は国の補助だとか……

(何事か言う者あり)

○町長（佐藤克男君） 先ほどの件で、27年度までということになっているけれども、前倒しはできないのかというお話でございました。これは、必要であれば前倒ししたいなど、早急にしたいと、そのように思っております。ですから、それほど耐震化の問題が必要ないということであれば、それは27年度までにやりますけれども、これはちょっと危険だよというような判断等があった場合にはすぐにでもやりたいと、そういうふうには思っております。

それから、次の質問で3月12日、森を離れなかったかということでございます。離れておりました。夕方、4時ぐらいから函館でこれは町民の結婚式がありまして、前から頼まれていて、これについて出るか出ないかいろいろ迷ったのですけれども、状況を見た段階でこれは次の揺れは来ないだろうという判断のもとでその結婚式に私は出席しておりました。都度連絡をとりながら、本部とは連絡をとりながら8時45分に間違いなくこれは解除になったと、もう解除しましたという報告も受けております。

それから、原発の問題です。この原発の問題については、私はブログで書いていますけれども、これは佐藤克男のブログではなくて克舟という名前を出しております。極力私は町のことには触れないような、一部触れるのはございますけれども、これは全く別な人格というようなことで書いております。今私は町長という立場でここに立っております。この場合には、私は基本的に原子力発電については国、道の方針に従うというスタンスでございます。私個人の考え方については、ブログ等について見ていただければそのとおりでございます。ただ、私が思っているのは、議員の皆さんもご存じのように原発で現在一人も死んでおりません。今回の事故で対応は非常に悪い。国、政府の、それから東電の対応が非常に悪いと。しかし、あそこの現場で働いてくれている人たち、自分の命を本当にどうなるかわからないという状況の中でもあの現場に絶えずいて、そしてこの核爆発を、炉心の爆発を起こさせないために放射能を浴びながら、そして仕事をしていると。そういう人たちのために、そういう人たちがいるからこそ私は安全を保っているのだと。マスコミ等でこのことについて感謝を述べるだとか、そういうことは一切ございません。政府の政治家の人たちでもそういうことは一切書いておりません。私は、彼らがいてこそ初めてこの安全神話が今細々と守られているのかなと。本当に現場で作業をしている東電の社員、それから下請の方たち、この人たちに対しては本当に私は、我々国民は感謝をしなければいけないと。この原子力発電の恩恵を受けたのは、何も福島だけではない、東電だけではなく、我々日本国民であれば全部がこの原発の恩恵を受けていたわけです。これをよしとするか、だめだといってやめるかは、それは国民総意のもとでのいろんなことで決めることでしょう。私がとやかく言うことではありません。

そして、先ほどのイタリアも原発をやめるということになりました。ドイツもやめるということになりました。スイスもやめるということになりました。しかし、隣にはフランスというエネルギー倉庫があります。これは、フランスは約80%を原子力発電で賄っております。そして、ドイツにも、各国に、ヨーロッパにエネルギーを輸出しております。そういう国が

あるからこそ、ああいう話ができるのであり、我々この日本というのはそのエネルギーを輸入することはできません。また、化石燃料を使った場合、またCO₂が増えて、そして温暖化が進むであろうと、私はそのように思います。ですから、現実的な問題として私は国がどういう判断をするのか、そういうことを考えております。原子力発電は非常に危険なエネルギーを確保する手段でありますけれども、しかし我々が今毎日使っている自動車、これは1年間で日本でも5,000人の人が死んでおります。そして、90万人の人がけがをしております。しかし、この自動車をやめるということは一切ないです。何か人間が進歩的なものをするときには必ずそういう犠牲があります。今我々が自動車を乗っている、これも非常に大きな私は犠牲を払ってやっているのだと、そのように思っております。ですから、我々がただ考えるだけでなく、やはりここは国、そして道、そういうものの考えに従ってやるべきであろうと。まだ国の方針としては、大間の原発についても廃止、そういうことは言うておりません。また、青森の人たちはぜひこの地に原発を持ってきてほしいということを書いております。函館、北斗はすぐそばであり、危険だということになっておりますけれども、それについて私が何かんやと言うレベルの話ではないと、そのように思っております。私は、森町長として国、そして道の方針に従っていきたくと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々再質問。

○9番（堀合哲哉君） まず、町長は本部長でありながら抜けたということで今お話をされましたが、全く正直にお話しして、何の悪びれる様子もない。本当は悪びれないとだめなのです、これ。これは、本部長っていなくていいのですかと私なんかは思うのです。そうではないよね。先ほど解除の話も聞きましたと。避難勧告を解除できるというのは、副本部長ができるのですか。私、何かつじつまが合わない。本部長の責任の名において解除するのでしょうか。一職員は解除できません。今住民を避難させておいて、そしてご自身は前から頼まれていたからといって結婚式へ行った。そういう結婚式もプライバシーもなくなるというのが首長の仕事なのです、本来は。ご自身が避難勧告で回りがやっているのに、自分は指示を出したと。それだけ危険性が。結婚式へ行く前になると、まあ大したことないかという感覚に陥るわけです。でも、最低本部を解散するまで、これはその式には出るべきでなかった。私はそう思います。というのは、もう出てしまったから取り返しはつきませんけれども、これからあったらこのことぐらいはしっかりと注意してやっていただきたい。町長の肩に1万8,000人弱の命かかっているわけです。そういう使命を見て町長になられた。ですから、その辺のところ、やっぱりもう一度コメントし直したほうがよろしいのではないのでしょうか。これが1つ。

それから、原発についてはやっぱり何も言わないけれども、先ほど克舟とは、ブログでは克舟という名前を使っているけれども、自分は違うのだというような話しされたでしょう。だけれども、同一人物でしょう。克舟という名前を使ったら、何でも自分でいいかげんなことをいっぱい書いていいのかということではないのだよね。同じことなのです。同じ考えで、

同じもとで書いている。そして、先ほどおっしゃいました。福島原発で働いている方は大変苦労したと。私も全くそう思います。あれだけ苦労させなければ、あれだけ事故もとめられないという原因どこにあるのかという問題なのです。そこなのです。だから、原子力発電というのは、事故に対する対応もしっかりと技術的な対応を確立していないのです、これ。だから、ああいうふうにあそこで仕事をする所長を初め大変でしょう。何か健康診断をして測定したら、まだ被曝量が増えているのでしょうか、放射能。大変なのです。だから、大変な人、ああいう人がいるから、英雄だからおれたち助かっているのだという話ではないのです、これ。だから、町長は国や道の言うことを聞きますといたって、あなたは国や道のために町長になったわけではない。森町の町民のためになっているの。ですから、森町の町長としてこの原子力発電の問題、どう考えるのかということをしかりお述べになるのが筋です。

それから、もう一点、数字上のことでお聞きしたい。エコエネルギーということで、濁川にある地熱発電のお話をされました。町長は、多分名刺にも何か町のパンフレットを見てもいつも数字が躍ってくるのだけれども、実は電力自給率の問題で189という数字を使います。この電力自給率というのは、これは年々またはその状況によって変わるはずなのです、地熱も。でも、町長の数字はいつも変わらない。確かに2007年、平成19年、これはそうだったでしょう。でも、今は違うのではないですか。企画課長、これ押さえているのですか。この数字というのは永久に変わらない数字なのですか。時々出すものだから、どうも気になるの。でも、やっぱり変化するのは変化に応じて数字変えなければいけないのです。ですから、こういうことをきちっと述べていただかないといけないのではないだろうかと思っております。ぜひその点をお答えいただきたいなど。ぜひ森町の町長ですから、一人しかいない。だから、しっかりと答えていただきたい。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 静粛に願います。

○町長(佐藤克男君) 12日に私が離れたということについて、堀合議員から厳しく注意がありましたけれども、そのとおりだと思います。反省しております。

そして、原発の問題、この件についてはこれは私個人の意見と、それから町長としての意見は変わらないということで認識していただきたいと思っております。やはりこの原発は必要だと、どうしても必要だという意見の人もたくさんあることは間違いありません。そして、しかしこれは危険だという人もおります。その中において、森町長としてこれをどっちなのだとかというコメントをする立場に私はないと、そのように思っております。現に大間でもこの原発をつくらうということでやっておりますし、その大間の住民の方たちも危険を知りながらも日本の発展のためということも含めて今作業、そういうものを進めているわけでございます。それに対して私がどうのこうのと森町の立場で、70キロ離れているところで私が言う問題ではないと、そのように思っております。ですから、これは国や道が決めたものに対して私は従っていくことであろうと、そのように思っております。

エコ189%、これはつい二、三日前に私のところに町長、2009年度でしょうか、それが189%

でなく百二十何%になったよという報告がありました。ああ、そうかと。それで私は、これは189%でまだいくよと。これは、これからは括弧をして2007年度189%、何もここを下げる必要は全くありません。2007年に189%あったのであれば、それは私はそのままやっついでと。それが森町の宣伝につながって、これは何かのときに聞かれたときには、今はどうなのですかと聞かれたら、今は126%ですということをお答えすればいいなと思っております。そのほかに森町としても私は太陽光発電だとか、そういうものも町として家の屋根につけるような人にはそういうもの、補助金を出すということもやはりやるべきではないのかなと、そのように思っております。その財源等についてもやはりこれからは考えていかなければいけないだろうと。やはりこの森町が食料自給率が100%を超え、エコエネルギーでのエネルギー自給率が100%を超えるということは、これはA級地帯ということで日本じゅうに誇れる数字でございます。そういうものは、私はぜひこれはやっていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 防災計画の見直しと原発についてを終わります。

以上で9番、堀合哲哉君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

2時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時50分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

◎日程第4 報告第1号

○議長（野村 洋君） 日程第4、報告第1号 専決処分した事件の報告について、平成22年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） それでは、報告第1号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本件につきましては、平成22年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告するものでございます。

1ページをごらんいただきたいと思います。本件につきましては、平成22年度森町一般会計補正予算の第12回目となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,172万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ97億4,814万7,000円とした専決処分でございます。

以下、10ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。本件は、一般会計予算の最終の補正となったものでございまして、各事業等の執行精査による減額補正が主な内容となっております。

まず、款1町税につきましては、町民税として4,642万9,000円を初めとして、町税全体としては7,275万5,000円を追加し、15億6,407万1,000円としたものでございます。

12ページ、お開き願います。款2地方譲与税から18ページの款11交通安全対策特別交付金までにつきましては、交付額の最終確定により精査したものでございます。

続いて、款12分担金及び負担金、それからさらに款13使用料及び手数料、20ページからの款14国庫支出金、22ページからの款15道支出金につきましては、各事務事業の執行精査により減額をしたものでございます。

26ページの款16財産収入、項2財産売却収入、目1不動産売却収入1,191万8,000円につきましては、栄町工業適地2,801平方メートルと火山砂防用地として1,210.64平方メートルの町有地を売却したものでございます。

また、目2物品売却収入の自動車売却収入152万1,000円につきましては、公有財産売却一般競争入札、いわゆる官公庁オークションでございしますが、これにより環境課所管のショベルローダー1台を売却したものでございます。

28ページ、款17寄附金、項1寄附金、目4ふるさと納税寄附金につきましては、平成22年度中に4件、134万9,000円の寄附が寄せられたものでございます。

続きまして、32ページからの歳出の特徴的なものをご説明申し上げます。34ページをお開き願います。款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費、節25積立金2億5,624万2,000円につきましては、財政調整基金積立金2億5,489万3,000円、森町ふるさと応援基金積立金134万9,000円となっております。なお、財政調整基金につきましては平成22年度中の積立額が総額で5億9,781万7,590円となり、年度末現在高は13億9,159万4,816円となったものでございます。

38ページ後段の参議院選挙費、また40ページ上段の北海道知事及び道議会議員選挙費につきましては、それぞれの選挙の執行額を精査したものでございます。

40ページをお開き願います。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金2,868万5,000円の補正につきましては、国民健康保険特別会計の精査により財源不足額を繰り出しし、収支の調整を図ったものでございます。

42ページ、目4老人福祉総務費、節28繰出金533万8,000円の減額補正につきましては、介護保険事業特別会計への繰出金を減額し、介護サービス事業特別会計繰出金を43万円増額補正したものでございます。

44ページ、目10後期高齢者医療費、節28繰出金99万1,000円の減額補正につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金を精査したものでございます。

48ページをごらんいただきます。款4衛生費、項1保健衛生費、節13委託料、各種検診委託料の減額につきましては、新型インフルエンザワクチンの接種委託料やヒブワクチン、肺

炎球菌、子宮頸がんワクチン等の委託料を補正計上し、事業を実施してまいりましたが、執行額精査により759万1,000円を減額したものでございます。

50ページ後段、款5労働費、項1労働諸費、目2緊急就労対策事業費、節13委託料465万円の減額につきましては、説明欄に記載のとおり森町森林景観整備事業委託料等の緊急就労対策事業を精査したものでございます。

58ページをお開き願います。款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費、節13委託料、除雪業務委託料でございますが、昨シーズンは大変雪が多い年でございましたが、除雪経費を補正しながら実施してきたところでございます。執行額を精査して573万8,000円の減額となったものでございます。

62ページをお開きください。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節19負担金補助及び交付金、森町教育振興育英会補助金180万円の減額補正につきましては、昨年度同様に既存予算内での事業の執行が可能となったことから、補助金を減額補正したところでございます。

70ページの項5社会教育費、目1社会教育総務費、節9旅費103万1,000円の減額につきましては、鷲ノ木遺跡追加指定に係る用地交渉旅費を計上しておりましたが、執行額精査の上、減額したものでございます。

以上につきまして報告第1号の専決処分事項、平成22年度森町一般会計補正予算の第12回目の概要の説明とし、報告とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書10ページからです。歳入歳出一括で行います。

○9番（堀合哲哉君） 1点だけお聞かせください。財政調整基金でございます。総額が13億9,000万ちょっとあるのですが、これで当初計画以上の財調が積み立てになったわけでございます。これは、22年度末でございますので、23年度は考えを改めて、やはりこのほとんどは職員給与削減の部分が多いと思います。24年からもとに戻すということではなくて23年、もうこの数字上がっているのです。もとに戻すというお考えは一切ないのですか。ちょっとも戻そうと思わないのでしょうか。それだけ聞きたいと思います。

○町長（佐藤克男君） ご質問にお答えさせていただきます。

計画どおり進めさせていただきます。

○9番（堀合哲哉君） 計画どおり進めるということは、当初計画は2億で3年間、6億のはずです。当初の計画でいけばこの数字なのです。そうすると、計画どおり進めるということは、計画はもう終わっているはずなのです。だから、そのお言葉を間違わないでいただきたいと思うのです。数字で計画を示したわけですから、数字の到達で私はそこでおやめになるのが本筋だろうというふうに思っております。いかがでしょうか。

○町長（佐藤克男君） 私の計画というのは3年間という計画でございます。

以上でございます。

○9番（堀合哲哉君） そうすると、2億で3年、6億という数字はいいかげんな数字だと、

とにかく3年やるのだと。それで、結局これだけ積みさった理由にはいろいろあります。国の交付金事業のかかわりもあるでしょう。あるいは、交付税が思ったより来たということもあるでしょう。でも、当初の目的は数字であらわして、財源がないときに年数でこれをあらわすわけではないのです。お金であらわすのが基本なのです。だから、そういう数字を我々の前に提示したはずなのです。ですから、1年前倒しになるかもしれないけれども、もとの状況に戻していく。一度にできなければ半額戻すなり、そういう手だてをとるべきだと思うのですが、それでも構わずやってしまうということですか。その辺の数字といわゆる年数とのかかわり、もうちょっと詳しくお話をください。考えていることが全然よくわからない。

○町長（佐藤克男君） 私が2億、6億と言ったのは最低限度の数字を言っているわけでございます。我が町、これは13億9,000万の財調があったからといって、決して安全、安心な数字ではございません。家計でいったら1カ月分の給料、2カ月分の給料ぐらいしかないわけでございます。その辺のところを考えた場合に、非常にまだまだ危険だと私は思っております。しかし、約束した3年という時間が過ぎた場合には、全部が全部戻すのではなくて、それなりの数字にしなければいけないと。この積み立てになったのは、議員がお話したように交付金が増えた、また一般町民のもろもろ、例えば事業をカットして価格をカットしてもらった、またはいろんなのがあるわけです。決して役場の職員の給料だけでこれになったわけではございません。そういうものも考えたときに、今給料を戻すということについては私は考えておりませんし、町民は今現在でも町民の働いている汗と役場の職員の汗と考えた場合に、職員の給料がずば抜けて高いという判断は町民がしております。そういう意味においても計画どおり3年という数字は、これは続けなければいけないと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（野村 洋君） 日程第5、報告第2号 専決処分した事件の報告について、平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、報告第2号の専決処分した事件について説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第7回目となったものでございます。

歳入歳出総額からそれぞれ9,188万円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ28億8,887万

5,000円にしようという専決処分でございます。

なお、専決処分いたしました補正予算は、歳入歳出とも医療費と事業費が確定し、精査させていただいたものでございます。

以下、事項別明細書により主なものについて説明申し上げます。6ページをお開き願います。6ページの歳入から説明申し上げます。6ページから7ページにかかる款1国民健康保険税、項1国民健康保険税の3,419万6,000円の増額補正は、一般被保険者と退職被保険者に係る保険税をそれぞれ精査したもので、主に滞納繰り越し分の増額による補正となっております。

6ページ下段の款3国庫支出金から10ページ上段の款7共同事業交付金までは、医療費と事業費等が確定し、精査したものでございます。

10ページの款8繰入金、項1一般会計繰入金の2,868万5,000円の補正は、法定外分を一般会計より繰り入れさせていただいております。

続きまして、歳出の主なものについて説明申し上げます。12ページをお開き願います。12ページから14ページにかかる款1総務費は、人件費や事務費等を精査したものでございます。

次に、14ページから20ページ上段にわたる款2保険給付費の補正減は、いずれも医療費の確定に伴い、説明欄のとおり精査したものでございます。

20ページ、2段目の款3後期高齢者支援金等から22ページ下段の款8保健事業費までは、それぞれ事業費を精査したものとなっております。

24ページ下段の款9諸支出金、項3繰出金は国保直診勘定、いわゆる国保病院への繰出金で、補助金の確定により繰り出しを行うものでございます。内容といたしましては、救急患者受け入れ体制支援事業に伴う医師の人件費等となっております。

以上、報告第2号の専決処分事項の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書6ページからです。歳入歳出一括で行います。ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号を終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長（野村 洋君） 日程第6、報告第3号 専決処分した事件の報告について、平成22年度森町老人保健事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは次に、報告第3号の専決処分した事件について説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町老人保健事業特別会計補正予算の第2回目となるものでございま

す。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ126万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ27万6,000円にしようとするものでございます。

なお、専決処分をいたしました補正予算は、歳入歳出とも老人医療費が確定し、精査させていただいたものでございます。なお、老人保健事業につきましては、平成20年3月診療分で支払いは終了しており、今年度は過年度負担分の償還金の支払いのみとなっております。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入から説明申し上げます。款1支払基金交付金から款2国庫支出金、款3道支出金、款4繰入金まで、歳入の確定によりそれぞれ減額補正したものでございます。

次に、6ページをお開き願います。歳出について説明申し上げます。款1総務費、款2医療諸費ともに支出は全くなく、全額減額となっております。

なお、本老人保健事業特別会計につきましては、本年3月31日をもって廃止となったものでございます。

以上、報告第3号の専決処分事項の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号を終わります。

◎日程第7 報告第4号

○議長（野村 洋君） 日程第7、報告第4号 専決処分した事件の報告について、平成22年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、報告第4号の専決処分した事件について説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第4回目となるものでございます。

歳入歳出それぞれ1,280万円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ1億9,766万6,000円にしようという専決処分でございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入から説明申し上げます。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料をそれぞれ精査したものでございます。

次に、款2使用料及び手数料、款3繰入金、款5諸収入については、事業の終了に伴いそれぞれ精査したものでございます。

次に、歳出でございますが、6ページをお開き願います。款1総務費につきましては、人件費や事務費の精査による減額となっております。

次に、款2後期高齢者医療広域連合納付金の1,130万円の減は、主に歳入において保険料が減になったことにより減額となったものでございます。

以上、報告第4号の専決処分の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号を終わります。

◎日程第8 報告第5号

○議長（野村 洋君） 日程第8、報告第5号 専決処分した事件の報告について、平成22年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、報告第5号の専決処分した事件について説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第7回目となったものでございます。

介護保険事業特別会計は、平成22年度より保険事業勘定と、それからサービス事業勘定に分かれておりますが、最初に保険事業勘定の歳入歳出それぞれ3,060万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ14億8,529万円にしようという専決処分と、またサービス事業勘定の歳入歳出にそれぞれ78万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ748万円にしようという専決処分でございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。6ページをお開き願います。まず、保険事業勘定の歳入から説明申し上げます。6ページの款1保険料は、特別徴収、普通徴収保険料をそれぞれ精査したものでございます。

次に、下段の款4国庫支出金から10ページの款8繰入金までは、介護保険サービス費用の確定に伴い、国、道支出金等をそれぞれ精査したものとなっております。

次に、歳出でございますが、12ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費から下段の項3介護認定審査会費につきましては、人件費や事務費を精査したものとなっております。

次に、14ページから18ページ中段にわたる款2保険給付費につきましては、介護保険サービス費用の確定に伴い、精査したものとなっております。

次に、18ページ下段から20ページにかかる款4地域支援事業費でございますが、主に包括

支援センターに係る経費で、事業の終了に伴い、事業費の精査により減額となっております。

次に、22ページをお開き願います。次に、サービス事業勘定についてですが、この事業勘定は主に包括支援センターにおいて行っている居宅介護支援事業に係る会計となっております。

最初に、歳入ですが、款1 サービス収入、項1 予防給付費収入、目1 居宅支援サービス計画費収入の78万9,000円の増額は、サービス計画作成増に伴い、支払基金より支払われた報酬となっております。

次に、24ページをお開き願います。歳出ですが、2段目の款2 諸支出金、項1 繰出金、目1 保険事業勘定繰出金142万6,000円の増額は、サービス計画作成収入増額分を保険事業勘定に繰り出しするものでございます。

以上、報告第5号の専決処分事項の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書6ページからです。歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号を終わります。

◎日程第9 報告第6号

○議長（野村 洋君） 日程第9、報告第6号 専決処分した事件の報告について、平成22年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○さくらの園・園長（釣 隆吉君） 報告第6号について、専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第7回目となるものでございます。

歳入歳出それぞれ754万円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ2億1,242万2,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書の4ページ、5ページをお開き願います。歳入、款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目1 施設介護サービス収入の減額と目2 居宅介護サービス費収入の増額、それから次の項の項2 自己負担金収入、目1 自己負担金収入の減額は、入園者の入院等によるものでございます。

下段の款3 繰入金、一般会計繰入金で調整するという形をとってございます。

続きまして、6ページ、7ページの歳出をお開き願います。上段の款1 総務費、項1 施設管理費、下段の款2 事業費、項1 施設介護サービス事業費につきましては、人件費並びに需用費、委託料の精査をしたものでございます。

以上、報告第6号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号を終わります。

◎日程第10 報告第7号

○議長（野村 洋君） 日程第10、報告第7号 専決処分した事件の報告について、平成22年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○水産課長（島倉秀俊君） それでは、報告第7号の専決処分した事件についてご説明申し上げます。

本件は、平成22年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第5回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ131万7,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ4,239万8,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページをお開きください。歳入につきましてご説明申し上げます。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料の28万5,000円の増額につきましては、ウロの受け入れの増量によるものでございます。

款3財産収入、項2財産売払収入、目1物品売払収入につきましては、乾燥製品の売り払いの増額によるものでございます。

款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金の163万1,000円の減額につきましては、歳入の施設使用料などの増額と後ほどご説明いたします歳出の減額に伴いまして、施設運営調整基金から繰り入れを減額するものでございます。

次に、歳出をご説明いたします。次のページ、6ページをお開きください。款1総務事業費、項1総務事業費、目1総務事業費の131万7,000円の減額につきましては、消耗品費及びウロの試験処理業務委託料の減額によるものでございます。

以上、専決処分の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第7号を終わります。

◎日程第11 報告第8号

○議長（野村 洋君） 日程第11、報告第8号 専決処分した事件の報告について、平成22年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○病院事務長（成田研造君） それでは、報告第8号 専決処分した事件についてご報告申し上げます。

平成22年度森町国民健康保険病院事業会計予算中、国庫補助金に係る収入及び不納欠損金に係る支出予算の補正を要することとなりましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものでございます。

1ページをお開き願います。収益的収入であります、第2項医業外収益404万円を補正し、病院事業収益を11億1,575万円とするものでございます。

収益的支出であります、第4項特別損失13万8,000円を補正し、病院事業費用を10億6,768万9,000円とするものでございます。

以下、2ページの事項別明細書にてご説明申し上げます。収入でございますが、第2項医業外収益、目5国庫補助金404万円は、年度末に決定いたしました国保調整交付金、夜間休日の医師確保経費でございます。

支出でございますが、第4項特別損失、目1不納欠損金13万8,000円は、平成17年度医療費未収金であり、この原因は転居不明によるもの、生活困窮者が主なものでございます。

以上、報告第8号の報告とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書2ページ、収入支出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第8号を終わります。

◎日程第12 報告第9号

○議長（野村 洋君） 日程第12、報告第9号 平成22年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてを議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） それでは、報告第9号についてご説明申し上げます。

本件につきましては、平成22年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について、地方自治法第213条及び地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり報告するものでございます。

2ページ、3ページをごらんいただきたいと思います。繰り越し計算書でございます。款2総務費、項1総務管理費、事業名、グリーンピア大沼地上デジタル放送対応化事業、翌年度繰越額は1,150万円、それからその下、きめ細かな交付金事業1億3,169万円、住民生活に

光をそそぐ交付金事業2,564万7,000円。

それから、続いて款3民生費、項1社会福祉費、事業名、きめ細かな交付金事業、これにつきましては受電変圧器設備改修事業でございます。242万3,000円、それから非常灯・誘導灯改修事業321万7,000円。

それから、款4衛生費、項1保健衛生費、これにつきましてもきめ細かな交付金事業、病院事業会計補助事業でございます。131万7,000円。

それから、さらに款6農林水産業費、項1農業費、事業名につきましては濁川地区中山間地域総合整備事業160万円、翌年度繰越額、総額でもって1億7,739万4,000円となるものがございます。

以上、報告第9号 平成22年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についての説明といたします。

○議長（野村 洋君） 内容の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第9号を終わります。

◎日程第13 報告第10号

○議長（野村 洋君） 日程第13、報告第10号 平成22年度森町介護サービス事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてを議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○さくらの園・園長（釣 隆吉君） 報告第10号についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成22年度森町介護サービス事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について、地方自治法第213条の規定により報告するものがございます。

裏面をご参照願いたいと思います。この表は繰越明許費計算書でございまして、款1総務費、項1施設管理費、事業名はきめ細かな交付金事業によるものございまして、繰越額が受電変圧器設備改修が242万3,000円、非常灯・誘導灯改修事業が321万7,000円と。合計で564万円となるものがございます。

以上、報告第10号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村 洋君） 説明が終わりました。

質疑はございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第10号を終わります。

◎日程第14 報告第11号

○議長（野村 洋君） 日程第14、報告第11号 平成22年度森町一般会計事故繰越に係る歳出予算の繰越についてを議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） 報告第11号についてご説明いたします。

本件につきましては、平成22年度森町一般会計事故繰越に係る歳出予算の繰越について、地方自治法第220条第3項ただし書き及び同法施行令150条第3項の規定により別紙のとおり報告するものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。繰り越し計算書でございます。款2総務費、項1総務管理費、事業名につきましては森町無線システム普及支援事業費等補助事業、翌年度繰越額1,386万円、繰り越しの内容につきましては右端の説明欄記載のとおりでございますが、ケーブルの入荷が全国的に同様の工事が実施されているために生産が追いつかず、やむを得ず事故繰り越しとするものでございます。

以上、報告第11号の概要の説明といたします。

○議長（野村 洋君） 説明が終わりました。

質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第11号を終わります。

◎日程第15 報告第12号

○議長（野村 洋君） 日程第15、報告第12号 平成22年度森町国民健康保険病院事業会計予算繰越報告についてを議題とします。

本件について内容の説明を求めます。

○病院事務長（成田研造君） 報告第12号 平成22年度森町国民健康保険病院事業会計予算繰越報告についてご報告申し上げます。

裏面をお開きください。平成22年度森町国民健康保険病院事業会計予算繰り越し計算書について、地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費の繰り越しを行うことになりましたので、ご報告します。

平成22年度地域活性化・きめ細かな交付金事業の対象事業で除雪機を購入する予定でしたが、この冬の豪雪により除雪機の在庫が不足したことによって翌年度に繰り越すものとなりました。

以上、報告第12号の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 説明が終わりました。

質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第12号を終わります。

◎日程第16 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第16、議案第1号 森町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（泉 一法君） 議案第1号 森町税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面にあります森町税条例の一部を改正する条例につきましては、別紙説明資料ナンバー1により説明いたします。

条例改正の提案理由でございます。本案は、平成23年度税制改正による地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）が成立し、平成23年4月27日に公布され、同日から施行されたことに伴い、町税条例の一部を改正しようとするものでございます。

今回の改正については、次のページ、東日本大震災に係る特例措置としまして、次ページの新旧対照表に記載のとおり、附則に第22条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例を加えるものでございます。

改正の趣旨としましては、条項にあります特例損失金額については、所得割の納税義務者の選択によりまして平成22年中の損失として平成23年の町民税の計算上、所得金額からの控除を可能とするための改正でございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第17、議案第2号 平成23年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） 議案第2号についてご説明いたします。

本案は、平成23年度森町一般会計補正予算の第2回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,606万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ89億6,907万5,000円にしようとするものでございます。

以下、6ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金97万円につきましては、これまで実施してまいりました女性特有のがん検診事業にこのたび新たに大腸がん検診を対象項目に加えることとなりましたので、補助事業名をがん検診推進事業費補助金に変更し、予算額を216万5,000円に変更しようとするものでございます。

款15道支出金、項2道補助金、目4労働費補助金1,383万6,000円につきましては、国の補正予算によりまして緊急雇用創出推進事業補助金を計上しようとするものでございます。

8ページをお開き願います。款18繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金240万円の補正につきましては、後ほど歳出でもご説明申し上げますが、グリーンピア大沼デジタル放送対応設備工事の財源としてグリーンピア大沼施設整備等基金を繰り入れしようとするものでございます。

続きまして、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金5,227万7,000円につきましては、平成22年度からの繰越金をこのたびの補正の財源に充当しようとするものでございます。

款20諸収入、項6雑入、目2分収林事業収入630万円につきましては、分収造林地の事業収入を計上しようとするものでございます。

続いて、歳出をご説明申し上げます。10ページをごらんいただきたいと思います。款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費、節15工事請負費、グリーンピア大沼デジタル放送対応設備工事240万円の補正につきましては、本年3月会議におきまして平成22年度補正予算として計上し、繰り越し事業として進めてまいりましたが、グリーンピア大沼地区は電波の弱い難視聴地域のため、またホテル等の施設間が距離が長いこと、それらの理由から当初積算しました各機器では対応できないことが判明し、このたび240万円を補正し、繰り越し事業では整備のできなかつた部分、BSデジタル放送設備を整備しようとするものでございます。なお、先ほど歳入予算で説明申しましたとおり、財源につきましてはグリーンピア大沼施設整備等基金を繰り入れしようとするものでございます。資料ナンバー2を提出してございますので、ご参照いただきたいと思います。

目6企画費、節12役務費40万円の補正につきましては、知的財産登録手数料、商標登録手数料でございます。

目9防災対策費、節11需用費230万円につきましては、災害用備蓄毛布500枚の購入を予定してございます。資料ナンバー3を提出してございますので、ご参照いただきます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3社会福祉施設費、節11需用費46万8,000円につきましては、赤井川特別母と子の家修繕経費でございます。

12ページをお開き願います。款4衛生費、項1保健衛生費、目4保健事業費252万4,000円の内容といたしましては、各種保健増進事業等への利用者を増加させ、町民の健康保持及び生活習慣病の減少を目的とした森町健幸さくさく（作・咲）ポイント事業に対して58万4,000円、女性特有のがん検診事業から新たに大腸がんを加えたがん検診推進事業として194万円を計上しようとするものでございます。資料ナンバーにつきましては4、5を提出しておりますので、ご参照願います。

14ページをお開き願います。款5労働費、項1労働諸費、目2緊急就労対策事業費1,384万2,000円につきましては、緊急雇用創出事業補助金を受け、東日本大震災津波被害災害復旧事務事業、それからホタテ養殖施設復旧対策事業、介護雇用プログラム推進事業、災害時要援護者計画作成事務事業の4事業を実施しようとするものでございます。資料ナンバー9を提出してございますので、ご参照いただきたいと思います。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節1報酬255万2,000円の減額につきましては、農業委員定数の削減、報酬の改定により所要の調整を行ったものでございます。

16ページをごらんいただきたいと思います。項2林業費、目3分収林事業費、節15工事請負費630万円につきましては、尾白内分収造林地の保育間伐を実施しようとするものでございます。資料ナンバー6を提出しておりますので、ご参照願います。

目4林道事業費、節13委託料132万3,000円につきましては、林道清滝線調査設計委託料でございます。資料ナンバー7を提出してございますので、ご参照いただきます。

項3水産業費、目2水産業振興費につきましては、4月会議においてホタテ養殖施設復旧土俵用砂運搬に係る重機借り上げ料として補正したところでございますが、災害復旧事業として森、砂原両漁業協同組合へ災害復旧支援事業補助金として交付いたしたく、予算科目を使用料及び賃借料から負担金補助及び交付金へ変更しようとするものでございます。

目3水産施設管理費、節15工事請負費567万円の補正につきましては、森町水産系副産物再資源化施設の屋根が経年劣化と強風により破損いたしましたので、今回A棟、B棟それぞれ修繕工事を行おうとするものでございます。資料ナンバー8を提出しておりますので、ご参照願います。

18ページをお開き願います。款8土木費の補正でございますが、項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費、節4共済費、節7賃金、これらを減額補正し、項1土木管理費、目1土木総務費のハマナス台場公園維持管理業務委託料、また下段の項3河川費、目1河川総務費の鳥崎川河川広場維持管理業務委託料にそれぞれ変更しようとするものでございます。

20ページをお開き願います。款8土木費、項5都市計画費、目2公園費34万7,000円の補正につきましては、桜樹病害枝切除作業委託料でございまして、桜の病害でありますてんぐ巢病対策を行おうとするものでございます。

22ページをお開き願います。款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節11需用費139万2,000円の補正につきましては、濁川小学校舗装補修、それとさわら小学校普通教室間仕切り改修を行おうとするものであります。なお、この間仕切り改修につきましては、今回試

験的に1年生教室1カ所をアコーディオンカーテンにより間仕切りを行うものでございます。

項3 中学校費、目2 教育振興費、節18備品購入費142万円につきましては、森中学校柔道用畳を購入しようとするものでございます。

項4 幼稚園費、目1 幼稚園費、節4 共済費、節7 賃金につきましては、臨時職員の異動によるものでございます。節11需用費49万3,000円につきましては、森幼稚園玄関引き戸修繕でございます。

24ページをお開き願います。項5 社会教育費、目1 社会教育総務費、節13委託料139万5,000円につきましては、鷲ノ木遺跡追加指定申請に係る用地測量委託料でございます。追加としてナンバー10を提出してございますので、ご参照いただきたいと思います。

項6 保健体育費、目2 体育施設費、節11需用費90万円の補正につきましては、あったかさわらパークゴルフ場、ビーチバンカー漏水箇所の修繕料でございます。節16原材料費21万5,000円につきましては、同じくあったかさわらパークゴルフ場のコース用芝等の購入費でございます。また、節18備品購入費15万8,000円につきましては、同じくパークゴルフ場の刈り払い機2台を購入しようとするものでございます。

以上、議案第2号 平成23年度森町一般会計補正予算の概要の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書6ページからです。歳入歳出一括で行います。

○9番（堀合哲哉君） 11ページ、グリーンピア大沼デジタル放送対応設備工事、これについてお聞きします。

3月会議におきまして、テレビ購入で800万、それからアンテナ工事で350万だったと思うのですが、1,150万というお金をつきました。それで、今また240万ということで、それと関連するものだと私は思っておりますけれども、そこでお聞きしたいのですが、いろいろ距離が長いとか難視聴だとかといろいろ言っているのだけれども、1,150万では足りなかったということだと思っております、話を聞いていると。違うのですか。はっきり言ったほうがいいですよ。1,150万では足りなかったと。いやいや、担当課長そこにいるから、町長の方角にいるのです。町長、もうちょっと体をこっちに寄せてください。それで、その辺の状況というのはご説明いただけませんか。結局テレビ800で、アンテナが300、今回240というのはテレビではなくてアンテナと配線の部分だという、かかわる部分だと思っております。私専門家でないからわからないけれども、テレビジョンの話ではないの。だから、その辺のところ、現段階では補正を組まないとならない状況になったという、それで1,150万の中で実際800と350だから、現実に流用というのは行われたのかどうなのか。これ仮定の話だから、仮定の話にのっかって話してほしいと思うのだけれども、仮定ですから、その辺なのです。その辺を詳しくご説明いただければ。もしなければ資料請求を後でしたいと思います。

○企画振興課長（伊藤 昇君） お答えいたします。

まず、22年度の繰越明許事業で1,150万円ということになってございまして、備品購入で800万円、それから工事請負で350万という状況でございます。テレビの部分につきまして、最初にまず執行をいたしまして、これにつきましては今月末までに整備済みになるということで契約のほうも済んでいる状況でございます。これにつきましては、リサイクル分を全部含めまして今回四百八十何がしの契約をしたところでございます。その執行残がという話でございますけれども、310万ほどのその800万から除いた分の執行残がございまして。これは、財政のほうにも絡んでくるかと思うのですけれども、繰り越し事業につきましては款、それから項の区分で1,150万円の繰越明許をいただいているというふうに私どもでは承知しているところでございますけれども、その中で全体の事業費の中でその工事を発注するに当たってまして、先ほど総務課長のほうからご説明ありましたとおりの積算がちょっと少ない状況の350万の積算をしてございまして、その中でホテル等から、ここに資料でございますけれども、ホテル等からコテージまでの部分に増幅器等がそれほどかからないだろうということでは考えてございましたけれども、実際に建設課のほうに設計をお願いしたところ、これでは全然間に合わないということが判明をいたしまして、まずできる部分につきまして6月13日にこのBSを除く入札をお願いをしたところでございます。ただ、これは予定ということでございまして、まだ契約等もすべて終わってございませぬので、今日の段階ではどのようなかわからないということもございまして、23年度のこのBSの部分で事業ができない部分の240万円を補正をお願いしているという状況でございます。

以上でございます。

○9番（堀合哲哉君） 課長、私は素人なのです。素人ですから、素人って意外と疑問を持つのです。そして、わからない。今課長は、多分流用部分で言ったと思うのですが、款、項の話をちょっとさされました。ですから、多分これは節の問題だと思うのだけれども、流用できますよという意味だと思うのです。そういうふうにおっしゃるということは、具体的におっしゃらなかったけれども、テレビの入札は済みましたよと、480万。当初800万、だから三百十何万、八十何万なのかな。それはわからないけれども、310万何がしのお金がテレビの部分では不用額になったのだと。ところが、アンテナは350万でつけたけれども、それでは足りないのだと。これ憶測ですよ。わからないですよ、課長の話聞いていて。そうすると、350に300を加えた、例えば310を加えた。そうしたら660です、単純に言えば。660をもって6月13日に入札をしたということの事実関係でよろしいのでしょうか。もしそうだとしたら、この6月13日に入札しなければならない理由ってあるのだろうか。実は、6月13日というのは議会運営委員会が開かれて、この補正予算が出されたときなのです。そうしますと、240万というお金は一体どういうお金なのだということになってしまうのです。素人が考えるには、もし先ほど言ったプラスして610万では足りなかつたら、補正予算の成立を待ってそれから入札すべきだと、私の単純な頭ならそういうふうになる。だけれども、どうも入札はその分と2つに分けたようでございます、今の話だと。2つに分けるということは、実は電気関係の仕事が足りなくて、多くの人に仕事を与えたいということで分けたのなら私は大

賛成。後で課長、言ってください。電気屋は大変なのだと、だから仕事を分ける、分離発注することによって電気屋に仕事回るとのこと。これなら私は大賛成です、本当に。そうでなくて、小手先のテクニク的な形で行ったとしたら、これはだめではないかと、素人としてはそう思います。ご説明をお願いしたいと思います。

○企画振興課長（伊藤 昇君） お答えいたします。

まず、地デジ放送の対応アンテナから地上デジタル放送の部分の放送設備、これはご存じのとおり7月24日で放送が切れるということもございます。そういうことからしまして、これを先行させなければならぬという、ホテルの営業上もございますので、そういうことも考えまして進めてきていたところでございます。その中で、先ほど申し上げました当初の積算の状況がちょっと甘かったという部分ございまして事業費が不足すると。そのために地デジの事業とBSはBSだけで設置ができる工事でございますので、それを分けて今回お願いをしたというところでございます。ただ、事業の進め方につきましては、私どもで工事等につきましては審査会等もございますので、私のほうからは差し控えたいと思っておりますけれども、そういうことで7月24日に対応できる方法としまして今回のこの方法をとらせていただいたと。当然BSの部分も7月24日に間に合わせるためにもこのBS放送の対応設備工事を今回の補正でお願いしたという状況でございます。

○9番（堀合哲哉君） 3問目で、最後ははっきりさせてください。結局テレビは先ほど四百八十数万と言いました。我々の当初の予算として出されたのは、それはアンテナ工事ということで、あるいは配線も含んでその工事ということで350万上げられたと思っております。今課長おっしゃいました。ですから、テレビは800だったけれども、四百八十数万で済んだと。それで、ではその他の部分、いわゆるアンテナも含めて、配線を含めて、結局その部分で総額幾らぐらいをとということで予定されているのでしょうか。それは、入札結果がまだはっきりしていないわけだから、数字的には言えない部分はあるかもしれないけれども、要するに全部含めた額で、240を含めて、残りの額はそこに回りますよという認識でよろしいのですか。私の認識がもし間違っていたら訂正していただきたい。ですから、1,150万に240万、1,390万、1,390万で全額処理できるという考え方でよろしいのですか。

○企画振興課長（伊藤 昇君） お答えいたします。

冒頭にもお話を申し上げましたとおり、現在の状況では確定していない状況でございますので、工事の部分では。ですから、予算という部分、積算ということを考えますと全体の部分の1,150万と240万ということが現在の状況で、これ以降確定する段階によりましては明確にわかってくることだろうというふうには思いますけれども、今の現在の段階ではそこまでの部分しか私のほうでも掌握というか、ご説明できない状況でございます。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 3時58分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○10番（中村良実君） 質問の前にちょっと議長にお聞きしたいのですが、ページが変わったら3問、ページ変わっても全体的に3問でアウトですか。

（何事か言う者あり）

○10番（中村良実君） いいですか。項目ごと3問でよろしいですか。例えば23ページで質問したい、25ページでも質問したい、こういうような場合……

○議長（野村 洋君） 項目が変われば結構でございます。

○10番（中村良実君） わかりました。

それでは、23ページ、小学校費の中の需用費、修繕料で教育長にお尋ねをいたします。先ほどの説明を聞きましたら、この修繕料の中にアコーディオンカーテンという問題が出てまいりました。これは、さわら小学校の関係だと私は思うのですが、教育長も課長もご存じのようにこれ現地で見えていますよね。そして、今年からさわら小学校の1年生は2学級になったと私は記憶しているのですが、2学級、そうしますと1階の2学級がそのまま1年生のA組というのか、1組というのか、2組というのかわかりませんが、2つあると。そうですね。そうしたときに、昨年現地調査をしました。そして、校長先生も教頭先生も出てきてくれました。その現場でもっていろいろなお話をしました。今学校が4月から始まっていますよね。私は、この補正が今の補正で出てくるということはおかしいと思うのです。では、なぜ当初予算に出さなかったのですか。当初予算に出してきてしかるべき予算なのです、やるとすれば、やるということですから、どうして今6月になってからこの予算が出てきたのか、その経過についてお話してください。

○学校教育課長（芳賀幸則君） どうして当初で予算を盛らなかったのかということですが、その後議員のほうからの指摘を受けまして、いろいろ学校との協議を重ねてまいりました。それで、当初アコーディオンカーテン等のものについては、私としては余り好ましくないだろうということで当初は考えておりました。ところが、学校サイドとその後再度いろいろ協議した結果、アコーディオンカーテンでも仕方ないだろうと、とにかく1教室でもいいのでやってほしいということが今の6月の議会の前に煮詰まりましたので、それでこの時期に予算をのせさせていただきます。

以上でございます。

○10番（中村良実君） 今の理由でもって納得しなさいといっても非常に無理があるかなという感じを私は受けるのですが、それはその話が出てきたのは父兄からですよね。そして、現場を調査しましたね。そのときは、少なからずとも必要があれば、課長はこう答えているのですよ。必要があれば、しかも予算が何とかなるのであれば、今の時点でも可能であればやりたいと、そういう話もしました。だけれども、現実的にはそれが可能でなかったからやらなかったわけですよね。ですから、私は必要であれば当初予算で出てくるであろうと、そ

う思っていました、出てきませんでした。そうしますと、あの時点では1年生1組、2年生1組ですね。そうしますと、時間帯が違ふ。授業の時間帯が違ふ。それから、子供が1年違えば大分違つてまいりますよね、子供たちの声の出し方も。現実的には、我々が見に行つたときには隣の教室はだれもおりませんでした。そこでもって教壇に上がつて声を出してみました。反対側の教室でもって声聞こえるかと。聞こえないと。かわりの人にもやつていただきました。聞こえないのです、現実問題としては。そんなに苦になる私は騒音にはならないであらうという判断をしました。

そして、そのときに私はこうも言つているのです。父兄からのお話の中で、その父兄は砂原出身の父兄ですかと、それとも砂原以外の父兄ですかともお尋ねしているのです。そのときには答えは返つてきませんでした。私なぜそれ聞いたかという、砂原の父兄であれば、恐らく若い父兄だと思ひます、1年生に入る子供の親ですから。であれば、その教室を体験しているはずなのです。だから、あえてそういうことを聞いたのです。だけれども、答えは返つてきませんでした。でも、これは今回も授業が始まつて、なおかつこのアコーディオンカーテンがつかない、それではおかしいのではないの、どうして言つたことができないのですかと、きっと父兄から来たと思ふのです。だから、今になつて補正という形の中で出てきたと、私はそう思ふのですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（芳賀幸則君） まず、父兄のほうからの催促はございません。

それで、その後私もさわら小学校のほうに中村議員と一緒にいった後、何回か学校と打ち合わせした時点のときに隣の教室に子供たちがおりました。それで、実際に授業風景をじっくり見ておりました。そのときには、議員と行つたときの状態よりは多少気にしようとするればやはり気になるのかなという判断のもとに立ちました。それとあと、今の学校の状況を見ますと、やはりそういう指摘事項があつたものについてはできるだけ父兄の要望にこたえるのがいいのかなということで、時期的には多少おくれましたけれども、今回これで出させていただいたということでございます。

○10番（中村良実君） 納得するより方法はないのかもしれませんが、父兄からはないと言ふのだけれども、現実的に私はあつたような気がするのです。それでなければ今さら出てきませんよ。私はそう思ふのです。教育委員会に来たのか、例えば行政のトップの町長に来たのかはわかりませんが、これはあつたと、私はそういう解釈をしているのです。だから、あえて聞いているのですが、ないとすればそれはよしとしなければならぬし、また現実的に今補正で出てきたわけですから、それはそれでよしとしなければならぬ、そのように思ひます。答弁は要らないです。

○議長（野村 洋君） 続いてどうぞ。

○10番（中村良実君） 続いて、次のページなのですが、25ページ、25ページの項5 社会教育費の中の節の賃金のところ、184万8,000円ですか。この金額が、それから下に來ましてこれは保健体育費、学校給食費、同じ項目なのです、184万8,000円、2つあるのです。これは、科目は違ふけれども、3月のときに教育委員会のこの賃金でもって修正かけましたよね。修

正が通りましたよね。なくなったという経過がありますね。それとは金額的にも違うし、科目も違うからそうなのかなと、そういうような気はしていますけれども、今6月になって再度この賃金が出てきたということは、それとはかかわりが無いのだろうか。それとはかかわりが無いのか、そしてこの人方を雇用するというときには、これはいつから雇用するのかお聞かせください。

○社会教育課長（澤口幸男君） お答えいたします。

まず、春の賃金の数字とは、数字といえますか、その事例とは全くリンクしておりません。というのは、私どもの社会教育費の事務補助賃金については4月の人事異動に伴いました科目振りかえのものでございます。それから、下のほうの1,848,184万というこの同額という数字については、賃金の体系が6,000円という数字で決まっておりますので、1年間を計上しますとこのような同額の数字になると思います。

以上でございます。

○10番（中村良実君） わかりました。そうしますと、科目振りかえ、たまたま数字的にも同じ金額になりましたという解釈ですね。今の説明を聞きますと、1年間の賃金であるというふうに解釈したのですが、そういう認識でよろしいのでしょうか、これからそれとも7月から雇用するということなののでしょうか。

○社会教育課長（澤口幸男君） お答えいたします。

私どもの社会教育費のこの184万8,000円につきましては、前のページの23ページに幼稚園費で△の218万9,000円がございまして、この方の賃金を社会教育費のほうに振りかえたものでございます。数字が違うのは、幼稚園費の場合は専門といえますか、臨時教諭の賃金の6,900円で計算したものと社会教育費の一般の賃金で6,000円で計算したものの精査の差でございます。

以上でございます。

○10番（中村良実君） 下のほうは、そうしたら学校給食のほうなのですね。そうしますと、振りかえをしましたと。幼稚園費と振りかえをして、今の184万8,000円をこっちのほうでいただきましたと、そういう解釈なのですね。それでよろしいのですね。そうしたら、現実的には今その職員は社会教育にいるという解釈ですね。わかりました。

それから、もう一つのほう、この給食のセンターのほうは。これは最後なのです、質問が。それで、この人も振りかえであるのかどうか。もし振りかえでないとすれば、いつから雇用するのかお知らせください。

○給食センター長（坂尻正純君） 給食費の賃金関係なのですが、これも人事異動による職員が異動しまして、臨時職員の事務員を雇った分でございます。これは4月から雇っておりますので、その分でございます。

（「振りかえではないの、新しく雇用したんですか」の声あり）

○給食センター長（坂尻正純君） ええ、そうです。そのとおりです。

○10番（中村良実君） 私そういうことがあれば困ると思って、あえて質問しているのです

けれども、4月から雇用しているわけでしょう。そのときにこの賃金というのではないでしょう。ゼロでしょう。今4月から雇用したと言いましたけれども、今補正するのですから予算はないはずです。そうでしょう。そうしたら、その間どうしたの、このお金。私それがおかしいのよね。

○給食センター長（坂尻正純君） お答えします。

賃金自体の科目はございまして、賃金自体もうちの給食センターには臨時の調理員もおりますし、そちらのほうを使わせてもらって雇っております。

○9番（堀合哲哉君） 忘れていまして、ごめんなさい。11ページです。何か11ページが好きで、またこれ企画なのかな。企画費になるのかな。聞きます。事項別明細に役務費というのがあるよね。それで、手数料40万になっています。わからないので教えてください、この40万。

○企画振興課長（伊藤 昇君） お答えいたします。

この40万円の手数料につきましては、知的財産の登録手数料でございまして、本年度当初で商標登録につきまして予算を組んでいなかったところでもございまして、担当課というか、商工観光課のほうより依頼がございまして、1件当たり20万調査、出願、登録という部分でかかるわけですが、2件ご要望がございまして今回予算をお願いしたところでもございます。

○9番（堀合哲哉君） 商標登録というお話だと思います。今年度また2件、またというのは失礼けれども、2件やるのだなと思うのだけれども、具体的に何か話というのは進んでいるのでしょうか。それ具体的にありましたら、商工労働観光課長ですか。

それと、ちなみに前にも佐藤町長は熱心で、一緒でしょう。生かじりといったかな。ああいうものって使われているのですか。私、町長室の前へ行くとちらちら目につくのです。張ってあるのです。現実使われているのだろうか、課長。それも一緒に教えてください。お願いします。

○商工労働観光課長（金谷孝己君） お答えいたします。

1点目の今回40万の手数料の計上ではありますが、2点、1つ目はオニウシ焼酎をベースにした新しい焼酎、グレードアップをした焼酎が1点、それから森町の特色を生かしたリキュールの販売を視野に入れたものを今考えております。この2点を今考えております。

それから、さきに商標登録しました甘かじり、それから生かじりの件でありますけれども、現実的にはそれを使って商品として販売しているものはありませんと言ったらちょっと語弊ありますね。JAを通してこの辺を周知して、そして直接生産者がモニター販売をした、そういう実績はございます。今年においてもこの辺の部分についてはJA、そして生産者の協力を得ながらまたこういう知恵を、こういう商標登録の商品の名前を提供しながら少しでも有利販売につなげていきたいなと思っております。

以上です。

○9番（堀合哲哉君） 私、課長のニュアンスからいけば、全然使われていないということ

ではありませんと、でもほとんど使われていないのかなと聞こえてくるの。なぜかという、商標登録をとるということは、相手に対してお貸しするわけですから、何がしかのお金が入ってくるはずなのです。入ってきているのですか。入ってきたのなら、私は使われたと。たまたまその名前を使ったというだけでは使われたことにはならない。佐藤町長は、これで一財産つくるとは言わなかった。でも、数年後を見ると、使われて町も潤うのですよというようなことを言っているのだよ、議会で。私、遠い将来使われたいとは言いません。随分商標登録にご熱心だから、40万といえども果たして使われたいものにこういうものを使っていったって意味ないのです。全部また佐藤町長が名前つけるのでしょうか。違うのですか。町民に公募するのですか、こういうものを。佐藤町長がお決めになるのですか。その辺だけはっきりさせてほしい。趣味で町費を使ったらだめだ。趣味ではだめだ。いいですね。だから、その辺をはっきりさせていただきたい。

以上。

○商工労働観光課長（金谷孝己君） 名前の選定でありますけれども、我々の提案もございませし、町長の提案もございませ。それから、今言ったように一般公募をするかしないかということは、まだ今の段階では決定しておりませ。まだはっきりしておりませ。ただ、堀合議員のおっしゃる町長がこの名前がいいのではないのという、それを決定するということにはございませ。あくまでも協議しながらやっていきたいと思っております。採用しないということ、もしいい案であれば採用いたしたいと思ひます。

○11番（小杉久美子君） 資料の5ページでお聞きしたいと思ひます。今年度、23年度の7月から来年の3月までにこの森町健幸さくさく（作・咲）ポイント事業ということがここに説明資料として出されております。目的と事業内容ございませが、この目的で健康増進等の事業の利用者の増加とございませけれども、この4つの課にまたがる事業で昨年まで何人の利用者がいて、この目標は今年度大体どのくらいとして見ているのか、それが1点。

それと、もう一点は、この4つの課、社会教育課、体育課、生涯学習課、健康センター等でこの7月から来年3月までに事業は何回あるのかちょっとお聞かせください。

○保健福祉課参事（木村浩二君） お答えいたします。

今回新たにこのポイント事業を提案させていただいたわけございませが、教育委員会の協力を得ながら実施をしていこうということで提案したことでございませ。利用者の数につきましては、おおむねその年、その年で違うこともあろうかと思ひまして特に把握もしてございませが、その教室ごとにさらに増えるということをお想定しまして、なるべく利用者を増やしていきたいというふうにお考えございませ。

それから、7月から3月の事業の数ございませけれども、保健センターにおきましては24の事業、それから生涯学習課については5つの教室なり事業、それから体育課につきましては6つの事業なり教室、それから社会教育課につきましては14の教室などを予定しておりまして、それぞれ年1回から、または毎月行うという事業もございませるので、その辺の数についてはそれぞれ個々に違ってくるということでお押しさせていただきます。

以上でございます。

○11番（小杉久美子君） この説明の内容を見ますと、ためたポイントで景品と交換するとございますけれども、今大体年50回のこの事業で50個ポイントたまるとしたら、何個からポイントの景品交換が可能なのか、その辺を教えてください。

○保健福祉課参事（木村浩二君） お答えいたします。

内部的な実施要領を定めましてこの事業をやっというところでございます。ポイントにつきましては、今の事業に全部出ると相当な数になるわけでございますが、全部は無理だろうということを想定してございます。ポイントにつきましては5ポイントから30ポイント、この6段階、5、10、15、20、25、30ポイントを予定してございます。30ポイントを上限としましてこのポイント制を実施してというところでございます。この6段階のポイントの獲得によりまして景品の内容も変わってくるということで計画をしてございます。

以上でございます。

○2番（山田 誠君） 教育費の関係で幼稚園費、先ほど来給食センターの事務員との交換ということでございましたけれども、ちょっと心配しているのは今幼児教育が大変重要だというふうに叫ばれておまして、教員が減ることになりますと、これは残った先生方の負担増等はないのかということと、または園児が減ったから今配置した臨時職員が減ったのか、その辺の兼ね合いがどうなっているのか、それと森、砂原地区の幼稚園については正職員、臨時職員とも適正な配置がされているのかどうかちょっとお伺いいたします。

○教育長（磯辺吉隆君） お答えいたします。

まず、適正配置の関係でございますけれども、適正かどうかはわかりませんが、最低限度配置して保護者の安心、そして子供の安全のために保育をしているというふうなことで私どもは考えております。砂原であれば今84名というふうなことでございますけれども、預かり保育もしているというふうなことでございますが、今回の震災だとか、いろいろなことはありますけれども、まずは現職員数で対応していきたいと。

そして、私はさわら幼稚園で園長も兼務しているというふうなところでございますけれども、なるべく朝子供が登園するときには子供の顔、そして保護者との会話はなるべくしようとはしておりますけれども、なかなかそれも毎日というふうなことはできない状況でございます。そういったときには副園長等と毎日連絡をとり合いながら、園の様子、子供の様子を確認しながらやっているところではございます。

あとそれから、臨時教諭の賃金でございますけれども、これにつきましては……ちょっとお待ちください。済みません。

○学校教育課長（芳賀幸則君） 大変失礼いたします。私は学校教育課長なので、幼稚園は本来答える義務がないとは思いますが、教育長のほうでちょっと答えれということで指示を受けましたので、私のほうから答えたいと思います。

負担増にならないのかというご質問でございますけれども、森幼稚園については負担増に

はなっていないと思われま。それで、今回のこの部分については森幼稚園からの振りかえでございますので、さわら幼稚園のほうの振りかえとはなってございませんので、負担増につながるとは思っておりません。ただ、さわら幼稚園については従前からやはり職員のほうが大変だという声は十分に聞いております。

以上でございます。

○2番（山田 誠君） 今の説明を聞きますと、森幼稚園は負担増にならないということでございますけれども、そういう話であれば当初予算の見積もりというのはいかがなものかで見積もりしたのか、その辺をお伺いいたします。

○学校教育課長（芳賀幸則君） 当初森幼稚園にいた職員を今回社会教育のほうで人員的に不足しているということでこちらのほうの職員のほうに振りかえたものでございます。ですから、当初予算の策定期間においては2月、3月でございますので、その時期にはちょっと間に合わなかったということで予算を計上してございます。

○2番（山田 誠君） 当然保護者からの希望をとるわけですから、その時点で把握できないということはちょっと理解できないのですけれども、それに基づいて臨時の教諭が必要と、先ほど説明あったような交換とか異動とかあるはずなので、その時点で園児数が確定しないということは学級編制もできないということになるのではないですか。その辺ちょっと理解できないので、もう一回ご説明願います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時29分

再開 午後 4時30分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 山田議員、今度はもし言えば4回目なのですけれども、手を挙げれば。よろしいのですか。あれでしたら、最後になりますけれども、質問してください。

○2番（山田 誠君） そういうようなことで、きちんと残りの先生方に負担増にならないように、幼稚園教育の充実に邁進していただければというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

終わります。

○3番（宮本秀逸君） 資料でお聞きします。資料の8ページ、水産系副産物再資源化施設、尾白内にあります堆肥をつくっているところ、あそこの屋根の修繕というようなことなのですけれども、先ほど総務課長のお話で経年劣化だというふうにおっしゃいました。中で堆肥をつくっているからその関係で、例えばアンモニアとかの関係で傷むのかなと、こう思って聞いたのですけれども、これ施設できてからどのくらいですかね。10年ぐらいたちましたか。たっていないか。そんなにまだないと思うのですが、またこれで同じ材質でやったとし

ましたら、それでまた取りかえなければならぬというような話になってまいります。余り頻度を高くするべきでもないでしょうし、できれば違った材質、長もちするような部分を使っていかなければならぬとは思うのですけれども、それを1つ聞きたいというのと、何でこれまた当初に出なかったのかなというような、そんな気も今になってしておりますけれども、この2点についてお願いします。

○水産課長（島倉秀俊君） お答えいたします。

まず、当初に計上ということでありましたけれども、実際風が吹いて屋根が飛んだのが4月28日と5月13日、5月29日と3回にわたりまして、A棟、B棟ございますけれども、2カ所もしくは3カ所ずつが飛んだということでございます。今回修理に当たりまして業者のほうに見ていただきましたら、前回の屋根の合板がちょっと薄いので、今回は新しいというか、少し厚目の合板で、ましてその合板をとめている、屋根をとめているタイトフレームという、そういう部分がございます、そこの部分もさびの防止加工をしたそういう部品を使って行うということで今回の計上になったわけでございます。

以上です。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 堀合議員、ちょっと待ってください。答弁漏れありました。

○水産課長（島倉秀俊君） 申しわけございませんでした。できたのが平成15年12月に完成しておりますので、稼働が平成16年4月ですから、7年を経過して8年目でございます。

以上です。

○9番（堀合哲哉君） せっかく資料を出していただいたので、ただ私はさっぱりちんぷんかんぷんでわからないものですから、わからないまま今夜寝るわけにいかないの、10ページです。鷲ノ木遺跡のかかわりなのです。それで、ちょうど真ん中に追加指定予定範囲と書いています。これ実線ですとこう行くのです。囲まれていますよね。それで、今回測量範囲というのが追加指定予定範囲も含まれていますし、今予定範囲からも出ているところもありますよね。この関係をお話しいただきたいというのが1つ。

それから、もう一つ、いよいよ世界遺産登録に向かって、このストーンサークルのやっぱり保存のためにこれからしっかりやらぬとだめなのだなという感じは受けるのですけれども、これからのその部分のかかわりで、例えば今年度中に町民が見られるとか、来年度になると全くもう希望者はどんどん見れる状況になるものなのか、その辺つけ加えてお話しただけませんか、お願いします。

○社会教育課長（澤口幸男君） お答えいたします。

この資料の追加指定範囲の見方といいますか、読み方でございますけれども、まず今回の139万5,000円のお願いの数字でございますが、この測定の範囲については薄く塗りつぶしている点線というか、破線というか、ぼつ点というか、その点で塗りつぶしている部分でございます。その塗りつぶしている部分の約半分にかかっております実線がございます。太い実線がございます。この区切られた線の中で囲まれた部分がこのたび世界遺産登録に向けた文

化庁なり、それからイコモスという世界遺産の登録を受け付けている団体に提出する範囲の内容でございます。

それから、今後の予定でございます。このたび高速道路も秋には開通するわけでございますけれども、これを受けまして高速道路の工事もほとんど完了することになります。それで、遺跡としては4年近くシートがかぶってあって未確認の状態でございますので、今年は6月から11月の期間の中でシートをまず取り外しまして石の状態、環状列石の状態を確認し、そして今後の保護、保存のための調査をしていくこととなります。その間、今の6月から11月までの間のシートがとれるのは9月の約1カ月くらいになります。その間にいろいろな空中写真を撮ったり、それから皆さんに観察というか、見ていただくためにいろんな企画をしていくこととなります。今後來年、再来年に向けても同じような作業の状況が続いていきます。

以上でございます。

◎時間の延長について

○議長（野村 洋君） それでは、会議中でありましてけれども、もう20分ほどで5時になりますので、あらかじめ時間延長をさせていただきたいと思っております。

◎議案審議続行

○議長（野村 洋君） それでは、ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） なければ、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第18、議案第3号 平成23年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第3号について説明申し上げます。

本案は、平成23年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第1回目となるものでござい

ます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億9,894万9,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。6ページの歳出のほうからお開き願いたいと思います。後期高齢者保険料の還付につきましては、年度内におきましては歳入の款1後期高齢者保険料から歳入還付をしておりますが、年度が過ぎたときは翌年度予算のここにあります款3諸支出金、項1償還金及び還付金、目1保険料還付金のほうから還付するという仕組みになってございます。本年度当初予算に100万円を計上させていただいておりますが、30万円ほど不足を来すことが予定されておるため、今回補正をしようとするものでございます。

次に、4ページをお開き願います。歳入ですが、款5諸収入、目1保険料還付金として歳出と同額の30万を追加しております。これは、後期高齢者医療広域連合のほうから補てんされることとなっております。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第19、議案第4号 平成23年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第4号について説明申し上げます。

本案は、平成23年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第1回目となるものでございます。

保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出それぞれ33万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ15億4,537万3,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。最初に、6ページをお開き願います。歳出のほうより説明申し上げます。款4地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費の目1介護予防ケアマネジメント事業費の節3職員手当と同じく目2総合相談支援事業の節3職員手当は、いずれも4月の人事異動に伴い、必要額を補正するものでございます。

次に、4ページに戻っていただきまして、歳入について説明申し上げます。歳入についてですが、それぞれ費用負担のルールに基づいて国、道支出金等を算定したものとなっております。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第19、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第20、議案第5号 平成23年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（釣 隆吉君） 議案第5号についてご説明申し上げます。

本案は、平成23年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第1回目でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に50万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ2億525万1,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書によりご説明申し上げます。まず、6ページのほうの歳出のほうをお開き願いたいと思います。款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の需用費の節の修繕料でございますけれども、これは暖房用の循環ポンプの取りかえ修繕を行うもの、それから居室のブラインドの修繕をしようとするものでございます。

次に、款2事業費、項1施設介護サービス事業費の人件費にかかわる増額は、4月の人事異動によるものでございます。

続きまして、4ページをお開き願います。歳入でございます。それぞれ款3繰入金、一般会計繰入金の増額は今の人事異動に伴うものでございます。

それから、次の款4繰越金につきましては、今歳出でご説明申し上げました修繕料の財源へ充当するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第20、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 諮問第1号

○議長（野村 洋君） 日程第21、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

佐藤町長の説明を求めます。

○町長（佐藤克男君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現在人権擁護委員を務めていただいております菊池正毅氏は、本年6月30日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

後任人事につきましては、堺恵美子氏を推薦いたしたいと思っております。同氏は、主婦業の傍ら社会貢献活動に対して常に意欲的に取り組まれ、町民からの信頼も厚く、同委員として適任であると思われまますので、同氏の推薦に際し議会のご意見を求めますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第21、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第22 推薦第1号

○議長（野村 洋君） 日程第22、推薦第1号 森町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を事務局長からさせます。

○議会事務局長（本間一男君） 推薦第1号 森町農業委員会委員の推薦について。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会推薦の農業委員は、次の者を推薦する。

記、住所、茅部郡森町字姫川64番地。氏名、三十尾昭一。昭和29年9月24日生まれ。

平成23年6月15日、森町議会議長、野村洋。

委員の任期につきましては、同法第15条の規定によりまして3年となっております。平成23年7月19日をもって任期満了となりますので、議会として1名の推薦を行うものであります。

以上です。

○議長（野村 洋君） お諮りします。

議会推薦の農業委員会委員に三十尾昭一氏を推薦いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員に三十尾昭一氏を推薦することに決定しました。

◎日程第23 意見書案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第23、意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第23、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 意見書案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第24、意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2/1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就労保障充実など2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第24、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 意見書案第3号

○議長(野村 洋君) 日程第25、意見書案第3号 原発からの撤退、安全最優先と自然エネルギーへの転換を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第25、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議員派遣の件について

○議長(野村 洋君) 日程第26、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第119条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、日程第26のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第27 休会中の所管事務調査等の申し出について

○議長（野村 洋君） 日程第27、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題といたします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会通年議会実施要綱第7条に基づき、配付の上報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） お諮りします。

これをもちまして平成23年第2回森町議会定例会6月会議に付議されました議件の審議はすべて終了しました。

よって、平成23年第2回森町議会定例会6月会議を終了いたします。

休会 午後 4時54分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成23年6月15日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員